

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

(9 月 26 日)
(第 3 号)

第3号
9月26日

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

第3号

○平成24年9月26日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成24年9月26日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	博文
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆

40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書記 (議事課主査)	中 村	晃 康
書記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	山口 和夫
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	竹内 望
地域連携部長	藤本 和弘
農林水産部長	梶田 郁郎
雇用経済部長	山川 進
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	細野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井 隆男
環境生活部廃棄物対策局長	岡本 道和
地域連携部スポーツ推進局長	山口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	丹保 健一
教育長	真伏 秀樹
公安委員会委員	西本 健郎
警察本部長	斉藤 実
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員
人事委員会事務局長

楠 井 嘉 行
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶 一

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

- 議長（山本教和） おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

- 議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。11番 濱井初男議員。
〔11番 濱井初男議員登壇・拍手〕

- 11番（濱井初男） 皆さん、おはようございます。

今日は一般質問のトップバッターといたしまして質問をさせていただくことになりました。この機会を与えていただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。

質問させていただく前に、この9月24日未明、宮城県の900キロ沖合で発生いたしましたカツオ一本釣り漁船堀栄丸の海難事故で、堀栄丸乗組員22名のうち、いまだ13名の行方がわかっておりません。波立つ海で懸命の捜索が続いております。一刻も早く、そして全員無事で発見されることを心からお祈りいたすものでございます。設置されました渡邊危機管理統括監を本部長といたしました県の対策本部、これ、いち早く立ち上げていただきました。塩竈市の海上保安本部への県職員の派遣、そして情報収集など、

大変御苦勞が続いていると思いますが、引き続き安否確認に全力を注がれますよう、お願いしたいと思います。

また、あわせまして、昨日夕方、御家族の方々が宮城県へ出発されました。今日の9時ごろには御到着されるというようなこともお伺いしております。皆様への身の回り、あるいは情報提供など、できるだけ、でき得る限りのサポート、ケアをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に沿って質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございます。

本県の防災・減災対策の取組についてお伺いをいたします。

昨年3月発生の東日本大震災を教訓といたしまして、三重県では昨年10月、県民の生命を守ることを最優先といたしまして、避難を中心とした緊急かつ集中的な取組ということで、緊急地震対策行動計画が策定されたところでございます。今、県内各地で、これまでにない規模、内容での津波避難訓練や、避難所、避難場所の再点検など、計画に沿った防災、減災の取組が着実に進められておるところでございます。このたびの国の南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた、三重県にとって最悪のケースを想定した地震被害想定調査と、さらに、今後出されるであろう国の新たな地震対策の方針を踏まえて、現在の緊急地震対策行動計画での取組に加えて、帰宅困難者対策などソフト事業、そして、地震に強いまちづくり等、社会基盤に係る事業を含めた総合的な対策であります新地震対策行動計画を本年度中に中間案、そして、25年度、できるだけ早い時期に策定するという事としております。

それでは、津波避難対策についてお伺いしたいと思います。

緊急避難体制整備事業としまして、平成24年度当初予算に875万2000円が計上されております。東日本大震災で明らかとなりました避難に対する幾つかの課題解決のために、避難に関する三重県モデルの検討及び避難所運営マニュアル策定指針の改定を事業内容としておるところでございます。

東日本大震災で明らかになりました課題は、主としまして、一つ目、避難計画の策定においては、想定される最大の地震、津波に対して、より早く、

より安全な場所へ避難することを検討した上で、訓練による検証がなされる必要があること、二つ目が、要援護者を避難させようとして自らも被害に遭ったケースが多く、時間的余裕がない場合の要援護者対策は特に大きな課題であること、三つ目が、車で避難しようとしたが、渋滞して被害に遭ったものの生存した事例も多くあったこと、四つ目が、平成16年に策定した避難所運営マニュアル策定指針に基づく取組を進めてまいりましたが、東日本大震災においては新たに、障がい者等の要援護者や外国人等への対応、そして、男女共同参画の視点の導入の必要性が課題として明らかになったことの4点でございます。

そこで、お伺いいたします。これらの問題解決のための具体的な取組状況と、あわせて検討結果をどのように活用していくのか、お伺いしたいと思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 東日本大震災で明らかになりました課題解決のための取組状況や、その結果をどのように活用していくのかという濱井議員からの御質問にお答えしたいと思います。

県におきましては本年度、市町における避難計画の策定を促進するために、先ほど議員のおっしゃった緊急避難体制整備事業の中で、津波避難に関する三重県モデル事業、これに取り組んでいるところでございます。

この事業の実施に当たりましては、津波到達想定時間の長さ、数分で来るのか時間がかかるのかという、それを一つの基準にしまして、地域を大きく伊勢湾岸と熊野灘沿岸の2地域に分けて、その中から、人口密度、道路状況など、地域の実情を踏まえてモデル地区を選定することにいたしました。

そして、市町に対し候補地の公募を行ったわけですが、伊勢市と熊野市のほうから応募がございまして、その結果、伊勢市二見町今一色地区、西地区、そして熊野市有馬町芝園地区をモデル地区として選定して、現在、取組を進めてございます。

このうち伊勢市におきましては既に、自治会長、民生委員等の代表者との

検討会とか地区住民全体への今後の進め方に対する説明会を終えまして、熊野市におきましても近々、全体の説明会を実施する予定でございます。

今後は、ワークショップによるハザードマップの作成とか個人の避難計画の作成、あるいは避難訓練の実施、これらに取り組んでいくこととしてございます。

この三重県モデルの大きな特徴と申しますか、今も個人の避難計画と申しましたけれども、これは、住民一人ひとりが自らの避難経路や避難場所を記した避難計画を作成して、これらを全体を束ねることで地域全体の避難計画をつくっていきこうと、そういう形のものでありまして、三重大学の川口淳准教授に助言をいただきながら、現在、取組を続けてございます。

先ほど議員から課題の一つとして挙げていただきました要援護者の避難対策でございますけれども、この課題につきましては私どもも、今後の防災・減災対策を推進する上での最重要課題の一つとして捉えております。

去る4月26日に三重県防災会議の専門部会として立ち上げました防災・減災対策検討会議ですけれども、この委員として参画していただいております、自らも重度の身体障がいのある委員の方からも実は御意見をいただいております、それは、障がいの有無を問わずに人命が平等に扱われる防災対策をとという言葉、意見をいただいております。私ども、その言葉を身の引き締まる思いで聞かせていただいたところでございます。

したがって、この要援護者対策につきましても個人の避難計画を作成する中で、その課題と対応について検証をしてみたいと考えております。

もう一つの課題として挙げていただきました車による避難の可能性でございますけれども、これも要援護者対策と不可分の関係にはございますけれども、これにつきましても、この避難計画の中で地域でのルールづくりに取り組んでいく予定でございます。

また、津波から住民の命を守るためには、私ども、あらゆる手段を講じていく必要を感じておりますので、例えば四国運輸局で検討が進められております津波対応型救命艇、俗に言う箱船計画と申しますか、それとか、北海道

利尻で浮くシェルターなども採用が議論されておりますけれども、そうした全国の先進的な事例を調査して、それらも可能な限り三重県モデルの中に反映させていければと考えております。

そして、このモデル事業の成果でございますが、これを県内の市町の皆様にはわかりやすい形で伝えていくとともに、これを、例えば避難計画が進まない市町、その津波避難体制の整備促進につなげるために、私どもの県の具体的な取組目標をまた改めて定めて、それを、新地震対策行動計画、仮称でございますけれども、その中にも盛り込んでいきたいと考えております。

一方、避難後の課題として議員も言われた、避難所運営の問題でございます。これにつきましては、東日本大震災等の過去の災害を教訓にしまして、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営、障がい者、高齢者、子ども、外国人等の災害時要援護者への対応、これを中心に見直して、避難所運営マニュアル策定指針の改定を行っていききたいと思ひ、現在、取組を続けております。

それに向けましては現在も、東日本大震災の被災地で現に避難所運営にかかわっていただいた方々のヒアリング調査なども実施しておりまして、この結果等も踏まえまして有識者等による策定委員会において協議いただき、何とか、年度中と言わずに今年中にできるように頑張つて作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） 御答弁ありがとうございました。

人口状況とか道路状況などの地域状況をしっかり踏まえて、今後いろんな対話等を通じながら進めていくということでございます。4月26日開催の対策検討会議でも、重度の障がい者の方にも御参加いただいて、生身の声をお聞かせいただいております。また、個人の計画というものをつくっていただいて、全体の計画に反映をしていくということでもあります。また、避難所のマニュアルにつきましては、避難所運営の

対応につきまして、外国人の方々の問題とか、あるいは男女共同参画の視点のところとかいったことで課題を見つけながら、また、ヒアリングを加えながら進めていくということでした。

要援護者対策や地理的理由などで避難計画の進まなかった地域で、モデル地域での検討計画を活用することによって避難計画の作成を進めていく、促進につながっていくということでした。

これらのことは、まさに行政と、そして県民との協働ということでした。大地震、津波から県民の命を守るという、この取組に大いに期待をしたいと、このように思っております。

さて、ここで私のほうから明和町の取組を紹介させていただきたいと思えます。

明和町では、沿岸部の大淀、下御糸の両地区の住民と、そして町行政が協働しながら津波避難対策について地域防災懇談会を組織して検討していくことによりまして、意識の高揚、合意形成を図りながら実効性のある避難計画をつくろうとされておられます。懇談会の構成メンバーは、各地区自治会長、民生委員、消防団、防災ネットワーク委員、小学校、保育所、幼稚園、社会福祉協議会、町役場防災企画課で組織を構成いたしまして、明和町防災アドバイザーの三重大大学の川口准教授にも御参加をいただきまして進めていかれるということでした。実態把握のためのアンケート、避難訓練、講演会、ワークショップなどを行いながら問題点や改善方法を話し合い、津波避難計画作成などにつなげていこうと、こういう取組でした。

県として、こういった市町独自の取組との連携につきましてはどのようにお考えなのか、この点につきましても御見解をお伺いしたいと思います。

○防災対策部長（稲垣 司） 津波対策を含めました市町の防災取組、これにつきましてはこれまでも、私も防災対策部の防災企画・地域支援課の職員とか、あるいは防災技術専門員等々がいろんな形で訓練とか計画策定の準備段階から加わったりして、技術的な支援なんかも行ってきたところでした。

議員がただいま例として挙げられました明和町につきましても、県から今後技術的な支援を含む人的支援なども検討しておりまして、その辺の調整を進めているところでございます。今後も明和町と連携して取組を進めてまいりたいと考えております。

また、今答弁させていただきました津波避難に関する三重県モデル事業などの成果につきましても、同様にあわせて明和町においても活用していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） 新地震対策行動計画の作成のために、防災・減災対策検討会議を三重県防災会議のもとに本年4月26日に設置されたところでございますけれども、地域防災計画の見直しも同会議で検討すると伺っております。国の動向も踏まえながらもできるだけ早く着実に策定されることを要望して、2点目に深層崩壊対策についてお伺いしたいと思います。

昨年9月の紀伊半島大水害では、本県に甚大な被害をもたらしました。このような大型台風や近年増加傾向にある局地的な大雨等により、風水害、土砂災害が懸念されているところでございます。

昨年9月の紀伊半島豪雨では、深層崩壊によりまして大きな被害が出ました。ここでパネルをごらんいただきたいと思っております。（パネルを示す）

この写真は、深層崩壊部分、紀北町十須地区鍛冶屋又での深層崩壊の現場写真でございます。そして、これが、（パネルを示す）下のほうから上のほうを見上げた写真でございます。

深層崩壊は、数メートルから数十メートルの深さにある岩盤が崩壊いたします。通常の土砂災害は地表から2メートルぐらいの浅い土砂が崩れますので、非常に規模が大きく、大きな被害が出るということでございます。

三重県におきましては、紀伊半島大水害発生を受け、国や和歌山県、奈良県と連携しながら三県合同対策会議を3回開催しまして、国に対して、鈴木知事がリーダーシップをおとりになりまして取りまとめた三県合同提案を提

示して、国から激甚指定の対象市町村が極めて素早い対応で本年3月14日の告示で指定されたところでございます。また、査定前着工の活用や農林水産省からの人員派遣による早期着工によりまして、被災した農地の営農再開が可能となりました。

紀北町十須地区鍛冶屋又の深層崩壊に関しては、国、県、町が合同で6月に現地調査が実施されました。土砂流出の防止を図るための溪間工事につきましては現在、当面県として、谷どめ工1基を施工中ということでございますが、引き続き効率的な復旧を進めていくことになると思われます。御尽力いただきたいと思っております。

そして、深層崩壊は土石流となって下流域の住宅を押し流したり、河川を塞ぎとめて洪水を起こしたりします。これは、奈良県の十津川のほうでもそういった事例がございました。また、土砂流出は河川の上流域にとどまらず、下流域にも漁業等に大きな影響を与えます。実際、鍛冶屋又の深層崩壊で、赤羽川を流れ出る濁流が海に影響がありまして、プランクトンが死滅して、そして小魚が育たなくなる、そして、それをとる大型魚もいなくなるといった水産業への大きな影響が出ていると聞き及んでおるところでございます。

三県共同提案の中に、深層崩壊のメカニズム解明と対策の研究、そして、深層崩壊の研究結果を踏まえた新たなシステムの構築が含まれていました。三県共同提案に関する取組及び成果の活用はいかがなものなのか、お伺いしたいと思います。

また、本年9月、国土交通省は全国的な深層崩壊の発生傾向を整理したマップを公表いたしました。三重県は、特に奈良県、和歌山県境の紀伊山地区域で松阪市と大台町が含まれますが、隣接する大紀町あるいは紀北町も深層崩壊の発生がおそれがあると十分考えられます。今後、県はこの地図をどのように活用していくのか、お伺いしたいと思います。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 私のほうからは、紀北町鍛冶屋又地内で発生しました深層崩壊対策についての現状と今後の取組についてお答えさせていただきます。

だきます。

紀北町鍛冶屋又地内で発生しました深層崩壊の復旧対策につきましては現在、県が緊急的に土砂の流出を防止するため、年内の完成を目指して治山ダムの工事を進めているところでございます。

また、当該崩壊地は国が管理する森林であることから、6月に開催されました紀伊半島大水害の復旧・復興に関する国・三県合同会議で三重県知事から国による復旧対策を要望し、これを受けまして国は6月に現地調査を実施し、7月に山腹崩壊の発生メカニズムや復旧対策につきましてはの調査結果を取りまとめたところでございます。

この国の調査結果を受けまして、国、紀北町、県によります三者協議が7月と9月に開催されまして、復旧に向けた役割分担や進め方等について協議をしてきたところでございます。

この協議におきまして、国は県が現在実施しております治山ダムの下流で県工事に引き続き治山ダム2基を施工すること、また、県は年内に全体復旧計画を策定しまして、国の工事の完了に合わせ、上流に治山ダムを施工すること、崩壊地につきましては、現在も土砂が移動していることから当面監視を続け、状況を見きわめながら崩壊地の復旧対策を検討することなどの方針が合意されたところでございます。

今後、これらの合意に基づき、早期の復旧を目指しまして、国、紀北町と連携して計画的に復旧対策を進めてまいります。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 私のほうから、深層崩壊対策に係る三県共同提案並びに深層崩壊マップについて答弁させていただきます。

深層崩壊対策につきましては、三県共同提案の一つとして、深層崩壊のメカニズム解明と対策研究、それと、大規模土砂災害の監視・警戒・避難システムの確立、この二つを提案いたしております。

この提案を踏まえまして、深層崩壊研究会、それと、大規模土砂災害監

視・警戒・避難システム検討会の二つが設置され、現在、学識経験者、国及び関係機関等が参加して、多発した土砂ダム、大規模崩壊状況の把握、次に、土砂ダムや大規模崩壊のメカニズム解明、それと、深層崩壊の対策研究の推進並びに新たなシステム、これ、大規模土砂災害監視・警戒・避難の新たなシステムですが、これらの検討や試行が進められておるところでございます。

また、国土交通省では、深層崩壊に対するハード対策並びにソフト対策の検討の基礎資料とするとともに、国民の皆さんに、大規模な土砂災害に関心を持ち、災害への備えを充実していただくことを目的に、全国的な深層崩壊の発生傾向を整理したマップなどをこの9月に公表したところでございます。

今後、国土交通省においては、深層崩壊の影響範囲の研究や既存施設の補強方法の検討などを実施して、それらの結果を、周辺や下流の自治体とともに避難警戒体制を検討すると言っております。

県といたしましては、引き続き検討会に参加するとともに、深層崩壊に関する研究・検討状況の情報収集に努め、市町の避難体制確立に関する支援に生かしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） ありがとうございます。詳細に御説明いただきました。

砂防ダムだけでは深層崩壊の被害を防ぐのは到底困難であります。津波同様に、とにかく早く、できるだけ遠くへ、安全なところへ避難することが大事でありまして、今後、避難場所を決める際の参考としてこのマップを活用していくことになると思います。

深層崩壊のメカニズム解明と対策研究ということでございますが、これもしっかり進めていただいております。監視・警戒・避難システムということで、ハード、ソフト面とも基礎資料を使いながら、いろいろと御検討いただいておりますということでございます。今後、市町に対してしっかりと情報提供をしていくことを求め、次の質問に移らせていただきます。

それでは、続いてお茶の振興についてお伺いしたいと思います。

本県は南北に細長い地形で、年平均気温が14℃から15℃、年降水量1500ミリ以上と、ほぼ全域が茶の生産適地となっております。また、歴史的にも京都と隣接し、古くから茶生産地として位置づけられまして、北勢地域から中南勢地域の丘陵地や山麓地にかけて、茶の産地が開けておるところでございます。全体的に三重県内でも茶はつくられておるところでございます。

パネルをごらんいただきたいと思えます。（パネルを示す）

三重県のお茶の栽培面積の推移でございます。右肩下がりでございます。平成元年には4000ヘクタールあったものが、現在は、消費減少や価格の低迷、あるいは担い手の高齢化などによりまして、減少が続いてきておるところでございます。平成23年度は3180ヘクタールとなっております。

また、もう一つの荒茶生産の推移でございますけれども、（パネルを示す）これを見ますと、大体約7000トン前後の荒茶が生産されております。

こういふことで、栽培面積、荒茶生産量、粗生産額のいずれも、静岡県あるいは鹿児島県に次ぐ全国第3位に位置づけられているところでございますけれども、県内全域で生産される普通煎茶だけでなく、北勢地域を中心にかぶせ茶、南勢地域を中心に深蒸し茶が生産されておりまして、かぶせ茶を含む覆い茶は全国第1位となっております。

しかしながら、荒茶生産量全国1位の静岡茶のブランド静岡茶や、同4位の京都府の宇治茶に比べまして、本県ブランド伊勢茶は、全国的な知名度は極めて低い状況でございます。

一方、7月31日から8月2日にかけて松阪市で開催されました第65回関西茶品評会では、三重県から出展されましたお茶は普通煎茶、深蒸し煎茶、かぶせ茶の各部門で農林水産大臣賞を獲得したほか、産地賞でも普通煎茶、深蒸し煎茶、かぶせ茶部門で県内産地が1位になるなど好成績をおさめるなど、伊勢茶の品質のよさを証明したところでございます。

過日、私は、地元の大台町の茶業関係者の皆さん、そして同僚議員とともに

に、生産量が全国第6位であります八女茶のブランドで知られる福岡県の茶生産地を視察したところでございます。八女茶は、玉露の生産量、茶の平均価格も日本一の、日本有数の高級茶の産地として知られまして、生産と流通の両面で産地拡大の取組に力を入れてこられた結果、今日の地位を確立されているところでございます。

私は、本県のお茶の振興を考える上で、素晴らしい品質を持つこの伊勢茶を、全国的な知名度の向上を図っていくことが何よりもまず重要でありまして、八女茶の事例に見ますように、流通や情報発信面での取組にもっともっと力を入れていくべきではなかろうかと考えております。11月25日には、関西茶品評会で入賞しましたお茶の表彰も行う第65回関西茶業振興大会が共進会の開催に合わせて松阪市内で開催される予定であります。県内外からの多数の茶関係者が参加される予定とも聞いております。

そこで、関西茶業振興大会の機会等も活用して、今後どのように伊勢茶の知名度向上に取り組んでいかれるのか、県当局のお考えをお聞きします。

また、伊勢茶の知名度向上に取り組んでいくには、あわせて消費者にアピールできる特徴のある伊勢茶の新しい商品づくりが必要ではないかと思えます。県当局のお考えをお聞きします。

そして、農商工連携や6次産業化によって商品づくりが重要であるのはまさにそのとおりであると思うんですけども、水沢の製茶業さんが、伊勢茶と萬古焼の急須の取り合わせで成功されているように、他の特産品とあわせて販売することなども消費者にアピールできると考えます。また、商品に物語をつけたりすることによってアピールすることも考えられます。地域資源の活用なり販路拡大のためには、今までの農水商工部が雇用経済部と農林水産部と分かれましてけれども、雇用経済部との連携も欠かせないことと考えます。

そこで、お聞きしますが、大台町内の村おこしの方々が商品として出されている「森の番人」とお茶をコラボレーションして振り茶という冷茶をつくれ、このたび地元の道の駅で販売されると聞いております。ちょっと小耳

にはさんでおるんですけども、この地域資源であります伊勢茶の発掘、活用及び販路拡大について、県の支援などないかどうか、そして、雇用経済部長にこの件についてお考えをお聞きしたい、このように思います。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 私のほうからは、伊勢茶の知名度向上とか新たな商品づくりについて、県の考え方をお答えさせていただきます。

伊勢茶のブランド力を高め、消費を拡大していくためには、その知名度の向上に取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、伊勢茶を三重ブランドに認定するとともに、首都圏でのイベントの活用や、県が主催しますマッチング商談会、販路開拓のセミナーなどで、県内生産者に対しまして伊勢茶の情報発信や販路開拓の機会を提供しているところでございます。

また、県内外から多数の茶業関係者や消費者が参加します関西茶業振興大会、これを伊勢茶の知名度向上の絶好の機会と捉えまして、県内外に積極的にPRしていきたいと考えております。

具体的には、会場内で、関西茶品評会の出展茶の展示でございますとか、本県の特産であります煎茶、深蒸し茶、かぶせ茶の飲み比べ、即売、それらの様々な取組を通しまして、伊勢茶の知名度向上に努めることとしております。

さらに、伊勢茶をアピールするためには、その特徴を最大限に生かしました新商品を開発し、消費者等に提供することで、新たな需要を拡大することが重要であると考えております。

このことから、農業研究所が生産者等と連携しまして、北勢地域のかぶせ茶を活用しました高級志向の熟成かぶせ茶や、南勢地域の深蒸し技術を活用しました健康志向の濃厚カテキン茶など、新たな商品化に向けた技術開発を進めているところでございます。

今後、こうした技術などを生かした商品開発や販路開拓の取組を促進し、本年度から開始しておりますみえフードイノベーション・ネットワーク、こ

れも活用しながら、生産者の6次産業化の取組を積極的に支援していきたいと考えております。

また、首都圏営業本部等と連携しまして、大都市圏での情報発信や販路开拓支援を行うことによりまして、伊勢茶の知名度向上と振興を図ってまいります。

以上でございます。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 農商工連携に取り組む中での販路拡大と今後の取組についてお答え申し上げます。

中小企業が開発をいたしました地域資源関連商品の多くは、認知度が低く、生産ロットが小さく、既存ルートに乗りにくい、また、消費者ニーズの把握が十分行われていないなど、商品が思うように販売実績を上げられないという課題を抱えております。

このため、事業者、商工関係団体、市町、県がともに知恵を出し合いながら、専門家など外部の知恵を入れる中で、歴史、文化、人的資源など、強み、弱みの分析や再発見を行うことにより、単に商品やサービスをつくり売るのではなく、消費者やユーザーに価値を提供していくことが必要だと認識しております。

県では、今年度の事業といたしまして、グローバルビジネス創出促進事業やメイド・イン・みえ情報戦略事業、集客拠点を活用した地域資源関連商品販売促進事業などを実施することによりまして、消費者の共感を得られる商品づくりに向けた支援を進めておるところでございます。

特にお茶につきましては、ライフスタイルなどの変化によりまして消費量が伸び悩んでいる現状があり、ライフスタイルや市場ニーズに合った商品を開発、提案することが必要とされております。

このため、6月22日に行われましたみえの現場・すごいやんかトークで、濱井議員も同席され、知事にも紹介をされました大台町神瀬地区の「ふっ茶おう」という煎茶ティーバッグにつきましては、入れたての鮮度のまま飲み

る、軽くかさばらないといった特徴を生かした商品化に向けて検討をされていて、非常によい商品開発だと思っております。しかしながら、商品のデザイン性や販路が課題となっております。このことから、デザイナーの視点で再評価をいただいたところ、国際線の空港での販売や、海外で暮らす人に喜ばれるなどの意見をいただきました。今後このような意見を踏まえ、販路開拓の支援をデザイナーとともに早急に検討していきたいと考えております。

さらに、来年度整備予定の首都圏営業拠点では、地域ブランド力の高い商品や地域色の濃い開発商品、入手しにくい限定商品などについても情報発信することが重要と考えており、このお茶のように独自性のある商品につきましては、営業拠点を活用した積極的な販路開拓が可能ではないかと考えております。

また、首都圏営業拠点では、地域資源の活用した県産品のブラッシュアップの機会の増加、県内中小企業と首都圏の企業とのマッチングによる新商品開発の機会の増加、販路拡大を促進させていくことから、地域ブランド化に向けたアドバイスをいただける首都圏でのデザイナーやクリエイターと事業者との連携の場づくりにも取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） お答えいただきました。

時間がありますので、しっかりと対応していただきたいと思います。フードイノベーションの活用なり、首都圏の営業本部の活用なり、農業研究所とのコラボレーションなり、しっかりと取り組んでいただく、そして、茶業振興大会などの活用で、出展して賞をとられたものなんかを出展しながらしっかりとPRをしていただきたいと思っておりますし、そして、デザイン家というんですか、それとかクリエイターの方の御意見を聞きながら、しっかりと販路拡大、新しい商品の価値を伝えていただくようにお取り組みいただくようお願いいたします、次の質問に参りたいと思います。

紀勢地域の医療確保についてお尋ねするものでございます。

地域医療再生計画は、平成21年度に国が地域医療再生臨時特例交付金を設けまして、都道府県ごとに二つの二次医療圏、1県に50億円、1医療圏当たり25億円、選定して、計画を策定することとしたものでございます。

三重県におきましては、特に医療事情の厳しい中勢伊賀保健医療圏と、そして南勢志摩保健医療圏について、医師不足や厳しい救急医療の状況に対応するため、医師確保や二次救急医療体制の整備、あるいはドクターヘリの運航等に加えまして、医療施設の機能分担や再編の推進を行うことを盛り込んだ計画でございました。

また、大台厚生病院と大台町国民健康保険報徳病院の再編統合につきましては、南勢志摩保健医療圏の中で特に必要性が高い事業として計画に盛り込まれたところでございます。紀勢地域の基幹病院であります大台厚生病院や報徳病院は、医療制度改革に伴う医師不足をはじめ様々な要因でその経営は大変厳しい状況が続いております。救急医療体制の確保や高齢者保健福祉体制の充実を図るため、大台厚生病院と報徳病院の再編・連携整備を三重県の医療再編計画に位置づけられているところでございます。

今回、大台厚生病院を新築整備し救急医療体制を確保するとともに、大台厚生病院との連携を図りながら報徳病院の診療所としての整備を計画的に進めていくこととしております。

そこで、県民の命と健康を守る役割を負う県の最高責任者であります知事の地域医療確保への思いと決意をここでお示しいただきたいと思っております。

次に、このたび9月補正に、大台厚生病院の移転整備に伴い、旧宮川高等学校の解体撤去を行う経費、平成24年度に9564万3000円、25年度債務負担行為1億3707万3000円が盛り込まれたところでございます。報徳病院は一般病床30床を保有していきまして、最近では1日平均入院患者数は25名から30名程度で推移してきております。宮川メディカルセンターとして介護老人保健施設併設の無床診療所に機能転換されますことから、新大台厚生病院にはこれらの患者を受け入れるための病床の整備が求められます。新大台厚生病院の総病床数についてはどのようになるのか、お伺いしたいと思います。

また、今後の再編整備事業のスケジュールや現在の取組状況について、あわせてお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 紀勢地域の医療確保に対する意気込みということでございます。

平成21年度に策定した地域医療再生計画においては、深刻な医師不足を背景に、紀勢地域の救急医療体制の確保、高齢者保健福祉体制の充実などを図るため、大台厚生病院と報徳病院の再編整備を重要な取組として位置づけております。

具体的な取組の詳細は後ほど担当局長から答弁させますが、両病院の再編計画を進めることにより、紀勢地域の急性期医療が確保されるだけでなく、今後さらに進展する高齢化に対応した慢性期医療や介護、当地域で唯一の透析医療の機能がさらに充実することなどから、県としても着実な事業実施が必要と考えており、引き続きしっかりと支援してまいりたいと思います。

両病院を合体して新しい病院をつくるというだけじゃなくて、先ほど議員も触れていただいた宮川メディカルセンター、これで医療と介護の機能の連携、それから、両病院は利用状況を見ましても、8割、9割、本当に大台町、大紀町の方に使っていただいている病院でありますから、その皆さんの本当に安心を確保するという意味でも、両町の、あるいは住民の皆さんのお話をよく聞いて、しっかり取り組んでいきたいと思います。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 私からは、大台厚生病院と報徳病院の再編整備の取組状況、それから今後のスケジュール、新大台厚生病院の病床数等につきまして御答弁申し上げます。

紀勢地域における取組状況としましては、まず、報徳病院については、医療機能と介護機能を備えた、御紹介いただきました大台町におきまして、宮川メディカルセンター構想、仮称となっておりますけれども、この構想としまして、無床診療所に介護老人保健施設を併設して整備することとされてい

ます。

なお、地元住民の理解を得るため各地区で説明会が行われまして、平成24年6月の大台町議会において、地域医療再生計画に沿った再編を進めることが認められています。

それから、大台厚生病院の新築整備につきましては、本年7月26日に、大台町、大紀町、三重厚生農業協同組合連合会、厚生連でございますが、それと三重大学及び県の5者で構成します大台厚生新病院建設に係る基本構想・基本計画づくり協議会、こちらが設置されまして、新病院の病床数、報徳病院との連携及び必要な診療機能の検討など、新病院建設に向けた基本計画等の策定が進められているところでございます。

また、大台町、大紀町、厚生連において、新病院の建設費用を3者が負担することや建設予定地を両町が確保することなどを定めた覚書が8月30日に締結をされています。

大台厚生病院の病床数につきましては現在、一般病床47床、療養病床48床で95床となっております。新病院の病床数につきましては、協議会において、報徳病院の無床化による病床30床の減少、それから地域の入院患者の将来的な見通しなどが議論されまして、一般病床について、救急患者の受け入れ強化を図ることなどを含めまして、10床増加させて57床にします。それから、療養病床を5床増加させて53床としまして、合計15床増の110床とすることで合意がされております。

ちなみにこの病床数につきましては、先般9月19日に開催されました三重県医療審議会の病床整備等検討部会におきまして了承されておりますので、今後、厚生労働省に承認申請を行う予定でございます。

県としましては、引き続き協議会に参加をしまして、基本計画、基本設計の策定を支援していきます。また、大台町と厚生連が地域医療再生計画の要件であります平成25年度中にそれぞれの工事に着手できるよう、関係部局と連携して必要な対応を行うとともに、再生計画に基づく支援を行っていくこととしております。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） 三重県、三重大学、そして大紀町、大台町、厚生連の5者で今後基本方針等を検討していくということでございました。また、医療審議会の部会におきましても御検討されまして、110床にされるということでございます。もともと宮川の地域にありました報徳病院は一般病床30床でございました。そして、大台厚生病院が95床でございますので、全体的には15床減の組織改編ということになると思うんですけども、これは、いろんな状況、今の入院患者等の状況を勘案しながら、また、高齢化率等、人口等も考えながら、ぎりぎりのところでお決めになったのだと、このように理解させていただきたいと思います。しっかりと対応を引き続きやっていただきたいと、このように思います。

ちょっと時間が迫ってまいりましたので、次に行かせていただきます。

もう一つ、今回、新病院建築ということなんですけれども、約4億7000万円の基金活用となることで、25年度中に病院建設工事に着手するということが条件になっておりますけれども、これを早く着実に進めていかれるように強く要望しておきたいと思います。

そして、この再生計画を策定した平成21年度では事業総額20億7500万円でありまして、その内訳として国庫補助負担分が1億1272万3000円でございます。そして、基金負担分は4億7312万3000円、残りが事業者負担でありました。これは今でも変更ないか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 計画につきましては、その後具体的な整備内容につきまして関係機関との協議を重ねていく中で、事業の実施主体でありますとか病床数の施設規模等が変更を生じておるということで、総事業費も増加するというふう聞いております。事業の概算につきましては、基本設計が策定された段階で明らかになるものと思っております。

当初の計画では、新大台厚生病院につきましては僻地医療の拠点病院の整備ということで国の補助金を受けるというようなことも想定しておりました

が、現時点の計画ではその対象にはならないという状況にもなっております。ただ、基金による助成につきましては、当初計画をした金額を上限として支援をすることとしております。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） ありがとうございます。

いろんな基準に満たないというようなことで、今回、過疎の問題とかあるんだと思うんですけども、国庫補助負担分は残念ながら通らないということでございますけれども、県におかれましても、しっかりと今後いろんな部分で、超法規的と言ってはなんですけれども、しっかりとした支援をやっていただくようなこともあるかもわかりません。ぜひそこら辺はしっかりと御意見等もお聞きいただいて、対応を、支援をしていただきたいと、このように思っておるところでございますので、よろしくお願ひします。

最後の質問でございます。

地域活性化総合特区、みえライフイノベーション総合特区について質問させていただきます。

総合特別区域制度は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することによりまして、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的な発展を図るため、平成23年8月1日に施行されました総合特別区域法に基づき創設された制度でございます。平成22年6月18日閣議決定されました新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～に位置づけられておるところでございます。M i e L I Pセントラル、これはみえライフイノベーションプロモーションセンターでございますけれども、の運営主体は三重大学でありまして、医療情報データベースの構築、ニーズ収集機能、共同研究支援等を活用し、医療・健康関連製品の研究開発を促進する役割を受け持ちます。M i e L I P地域拠点の運営主体は、鈴鹿医療科学大学、三重県工業研究所、三重大学、多気町、鳥羽市、尾鷲市の6主体でございます。協力機関として参画する団体は、医師会、商工会、大学等研究機関、

NPOなど様々でございます。そして、地域の特色を生かした製品の研究開発、産業創出、人材育成を受け持ちます。

総合特区ごとに今後、地域から規制・制度改革等の提案を踏まえ、関係省庁とともに対応を協議する国と地方の協議会が設置され、特例処置や新たな財政支援措置などが協議、決定されると伺っております。現在の事業実施に向けての進捗状況についてお聞きいたします。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） みえライフイノベーション総合特区の現在の進捗状況ということでございますが、みえライフイノベーション総合特区は去る7月25日に国の総合特区の指定を受けたところでございます。

今後この特区事業を進めるに当たりましては、規制の特例措置等を盛り込んだ総合特区計画を県が策定して、国の認定を受ける必要がございます。このため、現在、国の利子補給制度を活用した計画について、本年11月に認定を受ける準備を進めているところでございます。

また、企業活動が容易となる薬事法上の規制緩和措置や税制上の優遇措置、財政支援策などについて関係省庁との協議を開始したところでございまして、今後は協議が整った事項について、その都度計画内容の変更、追加を行い、国の認定を受けて事業を進めていくこととなります。

以上でございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） いろんな規制があります。薬事法上にはたくさんございます。その中でも、今回いろいろと関連する事業を進める上で、関連する規制というのがあると思います。そういったもの、あるいは税法上の優遇措置等につきまして、あるいは補助金の適正化法というようなところも出てくるかもしれません。しっかりとそこら辺は参加される皆さんにもお話を聞きながら、この協議に向けて御努力をいただきたいと、こんなふうに思っております。ところでございます。

ちょっとお聞きしたいんですが、期待される経済効果や新たな雇用はどの

程度を見込まれるのか、この際お伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（北岡寛之） この特区におきましては、4年後の平成28年度に、現在の県内企業の医薬品生産額1227億円を1.5倍に、それから、医療機器生産額35億円を2倍に増加させるとともに、新たに企業立地数を平成28年度までの累計で50件とすることを目指しております。

これらの数値をもとに試算いたしますと、最終年度の平成28年度には県内での直接的な経済効果が411億円、間接波及効果が240億円となって、合計で651億円の経済効果と、また、2419人の雇用創出効果が出ると見込んでいるところでございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

○11番（濱井初男） ありがとうございます。

この経済効果ですけれども、三重県内で全体で651億円、そして、雇用の効果が2419人という御答弁でございました。大きな大きな数字でございます。日本国内に与える効果、経済効果等も本当に大きいと思います。これは知事が特に力を入れておられることだと思いますので、今後しっかりとこの事業は進めていただくようお願いしたいと思います。

また、メディカルバレープロジェクトに関する情報や国内クラスター等の取組情報、海外情報などの発信、収集など、様々な実用化、そのほかの実用化に向けた促進とか、付加価値の高い食品等の開発の促進とか、地域資源活用型の医薬品の開発とか、オーダーメイド医療、健康を支える基盤の創出とか、健康ツーリズム等の促進とか、いろんな成果が出てくるんじゃないかと、このように思いますので、しっかりと海外情報なども発信、収集するなど、今後は期待しまして、ちょっと時間は余りましたんですけれども、途中走りましたので余りましたが、質問を閉じさせていただきたいと思います。

今日はありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇・拍手〕

○6番（栗野仁博） 皆様、おはようございます。

伊賀市選出、自民みらいの末っ子の栗野でございます。栗野仁博でございます。議長の許可を頂戴いたしましたので、通告に従いまして質問のほうをさせていただきたいと思っております。

先ほど濱井議員が冒頭に、この機会をいただきありがとうございますということをおっしゃっていました。私も本当にありがたいなというふうに思っております。特にうちの会派では、私、実は人生2回目の一般質問になるんですけれども、おまえ、ようけ出てるやないかというようなことをよくおっしゃっています。関連でよく出させていたくんですけれども、関連6回やったら60分やと、おまえは一般質問の出番はなしやという話も笑い話で出ておったんですけれども、温かく送り出させていただきました自民みらいの皆様、ありがとうございます。しっかりと質問のほう、させていただきたいというふうに思っております。

本年は、三重県におきましては本当に、スポーツのネタといえますか、話が多かったかな、多いかなというふうに思っております。もちろん平成33年の国体の話、これはもう議会でもたびたび出てきております。そして、皆様、記憶に新しいところで言いますと、ロンドンオリンピック、本当に三重県選手大活躍ということで、日本選手団としても過去最高のメダル数を獲得したと。本当に国民の熱い期待、そして感動を与えていただいたというふうに思っております。

また、ロンドンで行われたということで、深夜の放送でございました。実況を見ようと思うとどうしても深夜に起きていなければならないと。やはり郷土の選手が頑張るとということで、皆様、目をこすりながらテレビを見られたというふうに思っております。私も翌日の仕事を顧みず、夜中しっかりと応援させていただき、皆さん御存じのとおり、吉田沙保里選手に至りましては女子レスリング3連覇、これは言うに及ばずでございますけれども、山口舞選手はバレーボールで銅メダル、そして、残念ながらメダルには届かなかったんですけれども、男子サッカー44年ぶりの準決勝進出、4位ということで、山口螢選手の活躍というのも記憶に新しいところ、我々に感動を与えてくれ

たところであるというふうに思っております。

また、その後行われましたパラリンピックにおきましても、三重県で伊藤智也選手が陸上の200メートル、400メートル、800メートルで三つの銀メダルを獲得したと。これもすばらしいことである。さらには、車椅子テニスで、ダブルスですけれども、齋田悟司選手が入賞したということで、本当に我々に勇気と感動を与えていただきました。同じ三重県出身者ということで、本当に私自身も鼻が高々であったというふうに思っております。

やはり、こういった選手を地域で応援していく、地域力ですよ、郷土愛、郷土力、こういったものが、これから三重県民が幸福実感ナンバーワンを目指していく上で、感じていただく上で、一番大事な力になってくるのではないのかな、こういったところから地域力というものが醸成できていくのではないのかなというふうに感じさせていただきながら、身近にある選手の活躍に目を細めておったところでございます。

さて、前置きはこれぐらいにいたしまして、質問のほうに移らせていただきたいと思えます。

ちなみに最初の質問が非常に長い質問になります、御了承ください。お願いいたします。

折しも国は、外交問題、外交領土問題等で大きく揺れ動いております。特に尖閣諸島や竹島に関しましては、一触即発の状態に発展していると言っても過言ではないかというふうに思っております。

そういった中で、世論といたしましては、日本のナショナリズムというものをいま一度考えるときに来ているのではないのかなというふうに思う方が多くいらっしゃるようになってまいりました。その中核を担うものが、一つとしては教育であると私自身は思っております。

そもそも日本の教育は、大東亜戦争後いろんなものを失ったというふうに言われております。私は大別すると二つであるというふうに考えます。

まずは教育勅語の廃止。これを忌み嫌う方々もいらっしゃいますのは事実ですけれども、実際教育勅語を読み込んでみますと日本人としての心構えを

説いたものでございまして、決して軍国主義を象徴するものではなかったというふうに私は理解しております。

原文は文語体で非常にわかりにくいもので、勅語の一部を少し現代語訳で紹介いたしますと、我が国民は忠義と孝行を尽くし、全国民が心一つにして、世々にわたって立派な行いをしてきたことは、我が国のすぐれたところであり、教育の根源もまたそこにありますとあります。その後12の徳目が書かれております。例えば親孝行であったり、夫婦仲よくといった夫婦の和であったり、謙遜、そして法の遵守、国難時の義勇などが書かれております。要するに、教育の目的は忠孝など人としての徳目を身につけることであり、その徳目は長い歴史の中で民族の営みを通じて醸成されたものであるというふうに説明がなされています。さらに、次世代への継承も大切な教育の要素であるというふうに書かれております。

つまり、もっと平たく言いますと、教育勅語は、国民としていかに生きるべきかという人としての道を、家族であったり、友人であったり、さらには社会、国家という広がりの中で具体的に示したものであるというふうに考えます。

二つ目は学校制度です。これは今回の質問には余り関係ないので簡単に済ませさせていただきますけれども、今現在の制度は単路線式であります。戦前は複路線式でありました。つまり、現制度は、一度立ちどまると待避線がないがために、語弊があるかもしれませんが、留年や浪人といったダブりという経験をしてしまうしかないという状況にございます。しかし、戦前は複路線、いっぱい線路があったがために、自己の能力や志向に合った学校を選ぶことができ、部門別に最高学府があり、卒業生は専門職として優遇されてきたというのが実態でした。

また、もう1点、例えば中学入試で学力がない子どもは、例えば高等科で勉強して中学に入り直すということもできました。今現在、英国ではこの制度で教育がなされておる実態がございまして。

私は、この2点を復活すべきという議論をしたいわけではありません。ただ、

我が国日本を考える上で確かに存在した歴史の1ページであるということには間違いがないというふうに考えております。

では、その当時の教育状況を考えますと、今以上に愛国心あふれた、そして滅私奉公の心を持った国民が多くいたのではないのかなと私自身は感じております。

一つデータを紹介させていただきますと、電通総研が調査いたしました2010年度世界価値観調査日本速報版、日本結果速報というものがございます。これは、米国ミシガン大学のイングルハート教授が中心となって、世界各国、地域、研究機関に呼びかけて実現した国際プロジェクトで、5年に1度、全世界で調査がされております。その調査項目の中で、日本人としての誇りを感じるかという項目がございます。結果は、2005年度の調査、数字だけ申しますと57.4%が誇りを感じると言われる方でもございました。今回、2010年度の調査で日本に対して誇りを感じる、国民として誇りを感じる」と答えた割合は、65.3%まで上がっております。2010年度の結果、調査結果というのはまだあくまで速報でございまして、他国との比較結果はまだ出ておりませんが、2005年の調査時、2005年調査における自国に誇りを持てるかという調査結果の順位は、対象となった60カ国中57位でありました。他国に比べて愛国心が低いということがデータではわかってまいります。

この結果をもう少しひもときますと、特に若年層において誇りを感じる割合が他の年齢層に比べると低くなってきております。やはり、私は教育関係に大いに責任があるのではないのかなと感じております。気概ある日本人を育てていかなければならない、そのためには、正しい歴史教育と道徳などの心の教育が必要であるというふうに思っております。

子どもが自国に誇りを持てるような歴史教育をすることが大切であると考えます。日本を築き上げてきた我々の祖先を誇れる子どもたちを育てていかなければなりません。国際舞台で堂々と胸を張り、日本という国を語れる子どもたち、そして、愛国心、愛郷心あふれる子どもたちが多くいるということは、故郷にとどまって、そのふるさとを発展させようと、何とかしようと

いう思いを持った子どもたちが多くいるということですから、ひいては三重県においても発展につながっていくというふうに考えております。

では、愛国心、愛郷心を育てる教育の第一歩は何なのかということを考えますと、国旗・国歌教育というものその一つであるというふうに考えております。本日は国歌について、特に質問をさせていただきたいというふうに思っています。

実は、私は少し残念な光景を目にしました。本年、たくさんの学校の卒業式であったり入学式に参加させていただきました。どれも感動的なものではありませんでしたが、式次第を見ますと必ず、国歌斉唱というくだり、次第がございます。しかしながら、皆で歌うという光景には、実は一度も出くわしませんでした。

もちろん全ての学校がそうではないというふうに考えます。ただ、国歌を歌っていない人がいたり声が小さいということは本当に見受けられたというのが現実であったというふうに思っております。

そもそも学習指導要領では、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」というふうにございます。

昨年、私の同僚の津田議員もよく似た質問をされております。その際、教育長の答弁は、社会科の授業の中で、国旗、国歌の意義の理解、それを尊重すること等を学ぶことになっていると、そして、そうした中で子どもたちに対する国際社会での日本人としての自覚などを勉強していただいているというような答弁でございました。

しかしながら、いざ学校の現場の、それも厳粛な式典において、式次第にもしっかり記載されている国歌斉唱について、もちろん全ての学校ではないとはいえ、歌われなかったり声が小さかったりするのはいかなるものかというふうに思っております。

昨年、大阪府で国歌斉唱しなければ罰則規定をとということがございました。私はそこまでする必要はないとは思いますが、歌わないのであればそもそも

式次第から外せばいいのではないかというふうにも考えます。

もう1点、その際に思ったことですが、最近、他国籍の子どもたちも近年増加しております。もちろん、入学生、卒業生にもその子どもたちはいるわけです。学校によっては、入学生、卒業生の国籍に合わせ、他国の国歌を斉唱する学校もございます。正直、統一感が全くないなというふうに感じております。

質問ですが、国歌斉唱については、学校現場で適切にとり行われるよう、指導を徹底すべきかというふうに考えますが、先ほどの他国籍の国旗、国歌に関しましても所見をお願いしたいというふうに思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 国旗・国歌教育、特に国歌斉唱の部分、それと、外国の生徒が在籍する学校では外国国歌の斉唱についてお答えをさせていただきたいと思います。

21世紀を担う子どもたちに対する教育の目標の一つとして、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うというのが、教育基本法の中にも掲げられておるところでございます。

国際化の進展に伴いまして、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童・生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識を持ち、それらを尊重する態度を育てることは大変重要だというふうに考えております。

御指摘がございましたように、国旗、国歌に関する指導につきましては学習指導要領の中でそれぞれ定められておまして、入学式、卒業式などにおいてはその意義を踏まえて国旗を掲揚するという部分、それから、国歌を斉唱するように指導をされているところでございます。

特に国歌の指導につきましては、小学校の音楽の時間でございますけれども、国歌君が代をいずれの学年においても継続的に指導するというふうにな

っておるところでございます。

また、特別活動においても、入学式、卒業式などでその意義を踏まえて国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するように、適切な指導が行われているというふうに認識をいたしております。

なお、外国人児童・生徒が在籍する学校での扱いでございますけれども、その際にも、まず日本の国歌を斉唱した後に、児童・生徒の出身国であります国歌を斉唱しているということがあったということは承知をいたしております。

このことにつきましては、多文化共生の観点から、児童・生徒の状況ですとか地域の実態を考慮して各学校の判断で実施されていたというふうに思っておるところでございます。

県の教育委員会といたしましては今後とも、各学校において学習指導要領に基づきまして入学式や卒業式などにおいて国歌の指導が適切に行われるよう、しっかり指導してまいりたいとふうに思っております。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 答弁ありがとうございます。

先ほど教育長がおっしゃられましたように、これからしっかりと適切な指導というものをやっていっていただきたいと思いますが、先ほど教育長もおっしゃられました国歌斉唱、「斉唱」という言葉の意義をお話しさせていただきますと、「一斉」の「斉」に「歌う」です。いわゆる多くで歌う。確かに私自身、見させていただいた光景は、みんなで歌っている、斉唱というところを見たことは一度もなかったというのが現実でございます。

もしその現場として歌いたくないというのであれば、別に国歌独唱でもいいと思うんですね。歌いたい人が前に出て歌う。それでもいいと思います。

しかしながら、斉唱ということが書いてあるのであれば、しっかりとその式次第の意義を理解して、教職員、そして生徒、子どもたちが理解をして粛々と式をこなしていただくよう努力いただきたいというふうに思っており

ます。

さらに、他国籍の国旗、国歌に関してですが、私自身、いいことだというふうに個人的には思っております。確かに、まずは日本国旗、国歌から始めて他国に移っていったということもございましたので、別にその順番をどうこう言うことはないですけども、やはり、他国籍、他文化と共生の今の日本の世の中を考えていくと、それぞれの国のナショナリズムというのがあります。もちろん日本の教育を受けて卒業されるわけですけども、やはりその国々の子どもたちのナショナリズムというのも尊敬をしていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、もしこれを具体的に全校的にやるとか、もしくは、今、結局学校の判断という形でおっしゃられておりましたけれども、もちろんこれは学習指導要領に載っていないことでございます。それを今後県として推進していく気があるのかなのか、その1点、確認させてください。

○教育長（真伏秀樹） 先ほどの件につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、多文化共生の観点という部分と、それと、やっぱりもう一つは、日本人の多分国民性のあらわれなのかなと思っておりますけれども、やっぱり、その地域から来ている子どもたちに対する思いやりとか優しさとか、そういう部分でも配慮もあったのかなというふうに思っています。

実態は全部調べたわけではございませんけれども、今の現状では、他国籍の数が多くなり過ぎたという部分もあるんだろうと思うんですけども、なかなか全てに対応するということができなくなってきているようでございますので、実態としては外国の国歌を歌っているということはどうもなくなってきているように聞いております。ですから、県としても統一してどうこうということまでする部分がどうかというのは少し疑問がありますけれども、現状から見たら、まず日本国歌を歌って、あと、そのほかの外国のことについては、実態的にはほとんどやられていないというふうに聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

まずは学習指導要領に載っていることを粛々とこなしていただく。先ほど教育長が言われましたように、あとは学校の判断になってくるかと思imasので、今後もそのような話があれば、そういった形での答申といたしますか、指導をお願いしたいというふうに思っております。

次に移ります。長くなってしまいました。済みません。

本年、全国学力・学習調査に三重県も参加いたしました。参加率は残念ながら100%とはいきませんでしたけれども、99.3%の学校が参加されたという結果でございました。

この調査は、学力はもちろんのこと、生活習慣まで多岐にわたる調査というふうになっております。点数の高い低いも大切ではございますが、日ごろの生活状況がどうなっているのか、それがつづさにわかり、その中から見えてきた問題点というのも多々あると思imas。まずは県としての現状認識をお聞かせいただきたいというふうに思imas。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 全国学力・学習状況調査の結果、現状認識ということについてお答え申し上げたいと思imas。

全国学力・学習状況調査につきましては、教科に関する調査に加えまして、日常生活における学習習慣、生活習慣等に関する調査も含まれておりまして、子どもたちの学力、学習状況等を総合的に把握し、学校の教育活動の改善に活用できる、意義あるものというふうに考えております。

本県の子どもたちの学力、学習とか生活の状況でございますけれども、調査結果から見て幾つか課題があるというふうに認識をいたしております。

一つは、基礎的、基本的な知識、技能、それと、それらを活用する力に課題が見られるというところ、特に、長い文章を読む力ですとか書く力、論理的に考え説明する力という部分に課題があるかなというふうに認識をいたしております。

二つ目の、子どもたちへの調査からは、基本的な生活習慣、家庭での学習

習慣、学習意欲に課題があるという部分。

それと、三つ目の学校での調査でございますけれども、調査結果等を学校全体で教育活動の改善に活用する取組ですとか、家庭学習の進め方について、家庭と共有しながら子どもたちの学習習慣の確立を図るための取組、それと、家庭と地域と十分に連携した形での教育活動の推進、そうした面に課題があるかなというふうに認識をいたしておるところでございます。

県の教育委員会といたしましては、このような現状認識のもとで、各学校における学習意欲を高めるための授業改善ですとか、学校、家庭、地域が一体となった学習習慣、生活習慣の確立に向けた取組を県民総参加で進めていきたいというふうに考えております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

〇6番（栗野仁博） ありがとうございます。

やはり知事は、特に就任以来、三重県の学力レベルを全国のトップレベルまで押し上げると常々おっしゃられておりました。また、今議会開会時に、知事の提案説明の中にも、読書と家庭学習ということの重要性をおっしゃられております。私自身も正直そのように感じるところです。

特に、昔から言われております読み書きそろばんというのは、子どもたちの学力並びに社会で生きていく力をつける、一番大切な、大事な部分であるというふうに思っています。確かにそろばんというのは現代社会においてちょっとかけ離れたものかもしれませんが、現代語版で言えば読み書き計算という形になってくるのかなというふうに思っております。

その中で、読みということに関しまして力点を置いて、少し話を進めさせていただきたいと思います。

読む力であったり読解力といいますのは、国語の問題を解くというスキルだけではなく、人とのコミュニケーションであったり知識の習得にも欠かせないスキルであるというふうに思っております。例えば算数の問題を解くにしても、問題を読解できなければ答えというのは導き出せない。つまり、読む力というのは生きていく上で最も重要なスキルの一つであると私は考えてお

ります。

では、読解力をアップさせるためにはどのようにすればいいのか。答えは実は簡単でして、量をこなすしかありません。つまり、読書時間を増やしていけば、いろんな本、そしていろんな活字にふれあうことにより、自然とスキルアップがなされていきます。

そこで、県の取組についてなんですけれども、平成21年に第二次三重県子ども読書活動推進計画が策定されております。標準図書館の充実であったり、イベントや情報の発信であったりという様々な取組が紹介されております。これまでの実績も踏まえて、現在の取組状況につきましてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○**教育長（真伏秀樹）** 読書活動推進計画の、少し、沿革といえますか、流れを申し上げたいと思います。まず国のほうで、平成13年になりますけれども、子どもの読書活動の推進に関する法律というのが施行されておまして、それを受けまして、平成14年8月に子どもの読書活動の推進に関する基本計画というのが定められております。県はこの計画を受けまして、平成16年3月に三重県子ども読書活動推進計画というのを策定いたしまして、その後、計画をさらに推進しようということで、平成21年に第二次の計画を策定したということになります。

この推進計画のほうでは、家庭、地域、学校におけます読書環境の整備、それと、読書機会の提供、読書活動の啓発という三つの観点に沿った形での取組を進めているところでございます。それぞれ取組の主体別には、一つは学校での取組という形で、学校図書館の整備でございますとか一斉読書活動の実施、それと、読書ボランティア団体と連携した形での読書活動の実施などをやっております。二つ目に地域での取組といたしましては、公立図書館の資料の充実ですとか、その図書館等を活用しました読み聞かせですとか読書会の開催、それと、家庭におきましては、家庭での読書活動に親しむ時間の確保ですとか、先ほどの読み聞かせ会等への参加というような形のことを取組としてうたい込んでいまして、そういうものを、県、それから市町と連

携する形で取組を進めておるところでございます。

今までの現状についてはそういう形でやっております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

先ほど教育長がおっしゃられましたように、やはり地域ボランティアをお使いいただいたりして、もっと言うと家庭の重要性というのも出てくるのかなど、家庭学習の重要性と、親からこういった時間を使いなさいよというような指導というの必要なのかなというふうに思っております。

ただ単に子どもたちに読書時間を増やしてもらうということに関しましては、今もって子どもたちだけでは解決できないということがほとんどであると思っております。例えばハード面として図書館の充実であったり、ソフト面であれば、先ほど申しましたように現場の先生や家庭における保護者の指導というのも大切になってまいります。

そこで、家庭学習につきましてお尋ねいたしたいと思います。

資料をごらんください。（パネルを示す）これは実は、お手盛りみたいな感じがしますがけれども、伊賀市の教育委員会がつくった「家庭学習のすすめ」というパンフレットでございます。この中には、今現在の伊賀市の子どもたちのトレンドから、保護者の皆様に協力してほしいことが記載されております。

もう一枚資料をごらんください。（パネルを示す）この裏に、チェックシートのような形になっておるんですけども、多分ほかの地域であったり、また、学校個別に作成されているところはあると思うんですけども、この冊子、パンフレットに関しましては、特に家庭学習に特化した内容というふうになっております。この中から刮目すべきところを少し紹介させていただきますと、先ほどの読書に通じるころではありますけれども、読書が好きと答えた子どもの国語、算数の学力調査の正答率が実は約10ポイント高かったという結果が出ております。また、生活習慣の面ですけれども、朝御飯を毎日食べている子どもの国語、算数の正答率が15ポイント高かったと。生活

習慣からの正答率の差異というものも挙げながら、この関係性というのを説いた冊子になっております。さらには、1日どれぐらいテレビゲームをするかとか、ビデオを見るか、テレビを見るかとか、家庭学習の時間はどれぐらいだといったような多岐にわたる生活習慣にかかわるものが書かれております。今の現状を保護者の皆様に把握してもらい、家庭学習の重要性というのを説いておるといふわけでございます。

三重県におきましても、未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトというものが取り組まれております。この事業の中では、各市町教育委員会と連携して、全ての小中学校で全国学力・学習状況調査の実施、活用を促進し、授業改善を行うとともに、家庭、地域とその情報を共有して家庭学習の習慣化などの取組を連携して進めますというふうにされております。

今現在の取組状況並びに今後の予定等も改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○教育長（真伏秀樹） 先ほど答弁させていただきました全国学力・学習状況調査の結果を見ましても、家庭学習の時間でずとか、それから予習、復習の習慣、早寝早起きの習慣、それと、テレビですとかビデオの視聴時間とか、学習習慣とか生活習慣についての課題があるというふうに分析をしておるわけでございます。

こうした現状の中で、家庭学習を充実するということについては、校内での、例えば教職員が宿題を与えることについての共通理解を図るという部分もございまして、それから、保護者と家庭において、学習習慣ですとか生活習慣についてやっぱり共通認識を持っていただいて、互いに連携をしながら取組を進めていくというふうなことも大切であると思っています。

昨年度、私も福井県のほうに職員を派遣させていただいて、特に学力向上についての取組についての調査をさせていただいたところなんですけれども、その中でも、特に家庭学習についてもいろんな取組をされていらっしゃるということがわかりましたので大変参考になったというふうに思っています。その中でも具体的に申し上げますと、家庭学習にも活用できるようなワークシート

を教育委員会のほうのホームページに掲載して、それを活用する中で家庭学習の習慣化を目指すような取組とか、そういうこともされておったところでございます。

今まで県でもそういう取組もいろいろやってきたんですけども、福井県の例も参考にしながら、県のほうでも家庭学習等で活用できるそういうワークシートなんかをこれからつくって市町へも提供していきたいと思っています。それと、子どもたちが自分たち自身で必要な学習を考えて、それを家庭で学習する、その結果を自主学習ノートみたいな形で記録してきて、それを担任の先生方がしっかりチェックする中でアドバイスもしながら家庭学習を継続してやられるような形の取組をするとか、そういうことについてもこれからどんどん推奨もしていきたいなというふうに思っています。

指導主事等の会議等についてもいろんな形で家庭学習の充実についての情報交換等もしておりますので、そういうことを踏まえて一層成果が上がるような取組をしていきたいなと思っています。

それと、今年度から4年間ということで県民総参加で取組をしようということで、みえの学力向上県民運動というのを新たにスタートさせようと思っております。地域、それから家庭等を通じて、家庭学習ですとか、その生活習慣の確立ができるような取組についてもその運動の中で進めていければなというふうに考えております。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

かなり前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。やはり先進県の事例を、まねよとは言いませんけれども、参考にさせていただいて、先ほどワークシートという話も出てまいりました。保護者であったり地域の皆さんであったり、もちろん学校に対してもですけども、目に見える形でしっかりと推進していただきたいというふうに思っております。

最後に少しだけ知事に伺いますけれども、先ほども紹介させていただきま

したが、今回、知事提案の中に読書と家庭学習ということを殊さら強調されたなというふうに思っております。この2点に関する知事の思いというのを少し伺いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 現状の認識とか今後の取組ということについては、今、教育長が申し上げたとおりであります。

私自身の思いということであるんですけども、奇跡の教室ということで大変有名になりました、『銀の匙』を活用した、私の母校なんですけれども、授業を行った橋本武先生の本を最近特にまた改めて読んでいますけれども、その先生は、国語は全ての教科の基本であり、学ぶ力の背骨であると。それから、国語勉強のポイントは、読む、書く、話す、聞く、見る、味わう、集める。やはり読むが一番最初に来ている。また、あわせて、国語の基礎学力を涵養する根源は書くということであります。先ほど教育長も答弁したように、一斉読書活動とかいろいろやってきて、まだまだ途上でありますけれども、さらに読むということも進めつつも、やっぱりそれで感想文を書くとか日記を書くとかということにならないと、読解力も含めて力が上がっていかないということ。それから、私たちは日本人です。私たちの国語を尊重することは、自らの歴史を尊重し、自らの生活に誇りを持つことであるということも言っていますし、それから、最後になりますけれども、繰り返しているからこそ名人になれるというのはどんな分野でも通用する真理ではないかということを行っています。

つまり、子どもたちが、自分が生きていく中で、自信を持って、誇りを持って生きていくためにも、例えば読書、家庭学習というのをどんどん繰り返して繰り返して繰り返して習慣化して行って身につけていってもらい、そういうようなことが大切なんだと改めて私も勉強させていただいているところです。そういうようなことで、取組については先ほど教育長が申し上げたとおりでありますけれども、関係者が多いですから関係者一丸となってやっていくためにも、私自身も当事者意識を持ってしっかり頑張ってやっていきたいと思っております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

先ほど知事がおっしゃっておいりましたけれども、やはりいろんな先人の知恵というのは大事であると思ひますし、読むという力は教育というよりも生きていく上で非常に大事であるというふうに思ひておひります。ぜひしっかりと、関係者、我々も含めてですけれども、やっていきたいというふうに思ひておひります。

時間が押してまいりました。次に移らせていただきます。

知事は観光振興にも力を入れていただひておひります。特に来年は御遷宮もござひまして、三重県観光も活気づいてくるであろうというふうに考へておひります。しかしながら、大切なのはそれ以降であるというふうに考へておひります。終わったらさっぱりというのが一番まずいパターンであろうというふうに思ひておひります。6月の一般質問では中村進一議員が質問されておひりましたけれども、ポスト御遷宮というものをそろそろ考へていかなあかんであるうなど。その際、県としては3カ年計画のキャンペーンを検討中というふうにも答弁をされておひりました。首都圏営業拠点、これは先日来、議案質疑でもいろんな議員が聞かれておひりましたけれども、その一環であるうというふうに思ひておひります。

そこで、知事は、観光に関してはよく、予感・体感ということをおっしゃられます。まずは知事の思ひる観光に関する予感・体感ということを具体的に教へていただきたいなというふうに思ひます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 観光振興に当たつての予感・体感ということでありますけれども、お客様に感動を与えるためには、旅の期待感を事前に高める予感、実際に旅先で滞在、体験していただく体感、本物を体験して得られる実感という三つのステップが重要です。

中でも最初のステップである予感づくりは、観光旅行の動機づけ、あるいは需要喚起につながることから、特に力を入れて取り組んでいく必要がある

と考えております。

予感づくりにおきましては、例えば海女や海女文化を映像やセミナーで紹介するなど、ぜひとも三重に行ってみたいと思わせるような仕掛けづくりや、三重の本物の魅力を伝える情報発信が重要であると考えています。

また、体感においては、伊賀牛など三重でしか味わえないような食や、名物の餅など三重でしか買えないもの、あるいは海女小屋体験、あるいは忍者衣装でのまち歩き体験、あと、この9月30日にNHKBSドラマで「ヤアになる日」で取り上げられた答志島の寝屋子体験など、三重でしかできない体験をしていただくことが必要と考えています。

平成25年の神宮式年遷宮は本県を全国にPRするまたとない機会であり、27年度までの3年間は三重県観光のさらなる飛躍に向けた重要な戦略期間であると考えております。

三重県観光キャンペーンや首都圏営業拠点において、予感・体感づくりに積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

今、個人旅行とか団体旅行とかいろいろあるにしても、まず、その選択肢に上げるために、先ほど動機づけと言いましたけれども、そのために、その情報を入れるように、あるいは関心を引くようにするという意味の予感というところがまず一番大事で、その部分が今、三重県、特に弱いというふうに感じていますので、そこに力を入れていきたいということで、これまでも予感・体感とさせていただきました。そして、これ、やったのに、予感というのが感じて行ってみただけでもまいちということで体感が空振りになってしまったらまたリピートというふうになりませんので、体感も大事だと。そういうような形で考えて述べさせていただいているところであります。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。意識していただいて伊賀牛と仰っていただいてありがとうございます。普通、松阪かなと思いますけど。

予感・体感と申しますのは、もちろん個々で判断基準というのは変わってくるというふうに思っております。例えばAさんが感じたこと、Bさんが感

じたことというのは、近いことであっても、かなり近いことであっても全く同じとは言いきれない。そういった中で多くの方に共感を感じていただく、そして来県を誘客するということが本当に至難のわざであるというふうには思っております。さらに、先ほど知事がおっしゃられておりましたように、やはり三重県、ちょっと予感をさせるというのの仕組みづくりというか手続が今まで弱かったかなというふうに私自身も感じております。それを少しでもクリアするために、首都圏営業拠点の活用についてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほども申しましたが、議案質疑でもいろんな議員が取り上げていただいております。我が県が東京の日本橋というところに首都圏営業拠点を設けるということでございますけれども、公明党の中川議員も聞いておられました。やはり日本橋といえますと、三井家ゆかりであったり、東海道五十三次の起点で、そして江戸時代はお伊勢参りの出発点でもあったと。まさに三重県観光を予感させるにはうってつけの場所であるというふうに私自身も思っております。

しかし、設置するだけでは意味は全くございません。ある意味あの手この手を使って、三重県への観光誘客並びに認知度のアップというのを促していかなければならないというふうに思っております。日本橋には、これも中川議員が言及されておりましたけれども、島根県、奈良県のアンテナショップがございます。こういった他県との連携というのにも必要ではないのかなというふうに思っております。この点に関しまして、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

さらに、今回の首都圏営業拠点はどのようなレイアウトにしていくのかなというの、これも非常に大事であると思っております。私自身、他県のアンテナショップに何度か調査に訪れさせていただいております。県名は申し上げませんが、本当に土産物屋で終わっているところや、例えば県内の観光地のパネル展示をただけというようなところがございました。県産品を紹介して販売するというのは非常に大事ではあると思うんですが、観光誘

客にはそもそもつながりにくいのかなというふうに感じましたし、例えば観光地の写真パネルだけ羅列しているところでは、まずそこに入ろうという一歩目の勇気、一歩目の予感が出てこない、わざわざ入ろうという気がしないという感じでした。

そこで提案なんですけれども、今はやりの観光地というのを私なりに調べてみました。すると、共通する一つのキーワードが挙がってきたんです。それは体験型というキーワードでございました。体験をしていただいて感動をしていただく。すると口コミが出てくる。ほかの方を誘ってまたその人がリピートをする。また、話を聞かれた方は大きな期待を持たれて単独でも行こうとする。いわゆる予感を持たれるわけですね。さらに、そこでしかできないということであればなおさらです、そこに行かなければならないわけですから。このサイクルができ上がっている観光地というのは本当に今盛り上がっている、活気づいているということが、私のリサーチで発覚をしたところでございます。

率直に申し上げますが、三重県の観光で、体験型であり、かつオリジナリティーのあふれるものといえば、まさしく忍者でございます。忍者衣装を着ていただくもよし、手裏剣打ちをしていただくもよし、まさに体験型で、三重県独自であると考えます。ぜひとも忍者コーナーや手裏剣打ちのブースをつくっていただきたいというふうに思っておりますが、先ほどの他県との連携とともにお答えをいただきたいというふうに思います。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 営業拠点を高める効果の他県との連携と、それから体験型イベントはどうだというようなことについてお答えを申し上げます。

営業拠点の候補地でございます日本橋には、島根県のアンテナショップであるにほんばし島根館、奈良県のまほろば館がございます。特ににほんばし島根館は、首都圏におけるアンテナショップの中でも5番目の年間売り上げを上げており、非常にはやっているというふうに感じております。島根県と

の連携につきましては、去る8月9日、本県知事が島根県知事と1対1で対談をいたしまして、その中で、伊勢神宮と出雲大社がともに来年遷宮を迎えること、また、互いに古事記、日本書紀に出てくる神話ゆかりの地を数多く有することなどの御縁を生かし、今後連携を一層強化し、両県の情報発信につなげていくことで合意したところでございます。

具体的な取組といたしましては、旅行雑誌『旅の手帖』11月号における共同企画、女性向け旅行ガイドブックの共同作成、それぞれが主催する観光情報説明会やシンポジウムにおける観光PR、名古屋桜通りカフェでの共同キャンペーン、本県の首都圏営業拠点と島根県のアンテナショップとの連携などに取り組んでいくこととしております。

一方、奈良県におきましては現在、古事記、日本書紀完成1300年を記念いたしましてPR事業を展開する記紀・万葉プロジェクトが進められていることから、古事記、日本書紀とゆかりの深い三重県といたしましても、ゆかりを同じくする島根県とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

このような連携を通じまして、日本橋から首都圏への情報発信力を高め、互いの観光誘客につなげていきたいと考えております。

また、営業拠点の効果を高める仕組みといたしまして、大分大学が自治体におけるアンテナショップの成功要因というのを分析した論文がございます。その中で、宣伝、販売に合わせた体験型イベントの実施、地域ブランド力の高い商品や地域色の濃い開発商品など商品の差異化、ホームページやニュースレターなど複数の媒体を使ったわかりやすい情報を提供していく複合的機能などが成功要因として挙げられております。

このように、顧客の心をつかみ、ロコミやリピーターの増加につなげていくためには体験型のイベントは有効であり、他の成功事例なども研究、検討をいたしまして、営業拠点の効果を高めるよう、十分に検討してまいりたいと考えております。

さらに、忍者、海女は、やはり三重を強烈にアピールするコンテンツであると考えております。体験型イベントなどを通じて地域の多様な魅力を発信

していくために、今後、市町、商工会議所、商工会、農協、漁協など、関係団体としっかりと具体的な手法について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 御答弁ありがとうございます。

他県との連携というのは、これは本当に大事であると思えますし、たまたま偶然かもしれませんが、島根県、奈良県ともども、歴史、文化あふれる県でございます。特に、先ほど御遷宮の話がございましたけれども、出雲大社も同時期ということで、神々が宿る県といえますか、まちとして、しっかり手を組んでやっていっていただきたいというふうに思っております。

日本橋という地は、やはり首都圏における、まさに西への観光玄関口、いわゆる旅を予感させる入り口であったのかなというふうに思っております。今申しました3県と連携するのはある意味当たり前かもしれませんが、アンテナショップを設置されていない県に関しましてもぜひアプローチをかけていただいて、その旅を予感させる西への玄関口である日本橋をぜひメッカにしていっていただきたいなというふうに思う次第でございます。

さらに、忍者という言葉もいただきました。海女という言葉もいただきました。やはり体感していただく、それにより大きな予感を持って、いろんな口コミをしていただいて、そして三重県にお越しいただく、これは本当に大事なことであろうというふうに思っておりますので、何とかしっかりとお取り組みいただければというふうに思っております。

時間も迫ってまいりましたので、次に移らせていただきます。

三つ目の質問でございますが、障がい者施策についてお尋ねさせていただきます。

ここ10年の間で世界的に障がい者に関する考え方が大きく変わってまいりましたと感じております。平成13年の国連総会の決議において障がい者の権利等に関する包括的かつ総合的な国際条約を検討するための委員会が設置さ

れ、平成18年12月に国連での採択を経て、障害のある人の権利に関する条約が誕生いたしました。もちろん我が国も、平成19年9月に署名、批准しておりますのでございます。そういった中で、平成23年に障害者基本法が改正され、今、来年の4月からですけれども、障害者自立支援法が障害者総合支援法として施行される予定になっておるといふ状況でございます。

そういった中で、私の感覚なんですけれども、障がい者に対する考え方というのがちょっと変わったなという気がしております。もともとは、障がい者は保護の対象であり、または福祉の増進ということにとどまっておった根本理念というのが、障がい者は権利の主体に変わったなど。いわゆる医学モデルから社会モデルへ、大きな枠組みの転換が行われてきているというふう感じております。

我が国において、障がい者の数、非常に、身体、知的、精神と3障がいあるわけでございます。また、障害者手帳を持っていらっしゃる方もいらっしゃるし、複数かぶっている方もいらっしゃる所以说えませんが、おおよそですけれども、国民の6%が障がいを持った方という形の数字が出ております。

そういった中で、今、パーキングパーミット制度というものが今年の10月からスタートいたします。これは三重県も積極的に取り組んでいただいておりますので、障がい者の思いやり駐車場の制度でございます。

本日、私も少しグッズを持ってきましたので御紹介させていただきますと、(パネルを示す)まず、これが三重県で導入されるパーキングパーミットのマークでございます。ちょっと大物ですけれども、(現物を示す)これですけれども、この三角コーンは、申請者が車で来られた際に、優先的に駐車できるスペースを確保するように使われるものでございます。これが置いてある駐車場がありましたら、そこは健常者の方とはめずに、このマークがついておる車が来たら、そこを優先的に、その方に優先的にとめていただくという制度でございます。

これに関しまして、現在の取組状況並びに申請状況を教えていただきたい

のと、また、県内市町との連携もお聞かせいただきたいと思います。

〔北岡寛之健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（北岡寛之） まず、パーキングパーミット制度の取組状況及び申請状況等でございますが、このパーキングパーミット制度は、身体に障がいのある方や妊産婦、けが人などで歩行が困難な方の外出を支援することを目的といたしまして、これらの方々のための駐車場を確保するとともに、利用証を交付する制度でございます。

本県では、名称を三重おもいやり駐車場利用証制度として、市町や事業者の皆様のご協力をいただき、10月1日の制度開始に向け、現在、鋭意準備を進めているところでございます。

その取組状況でございますが、まず、制度を広く周知するため、県政だよりみえ9月号に特集記事を掲載いたしますとともに、市町の広報紙への掲載につきましても協力をお願いしております。

また、9月3日から利用証の事前申請を受け付けますとともに、おもいやり駐車場の登録について、関係団体への説明や、商業施設等を管理する事業者への個別訪問などにより、協力をお願いしているところでございます。

これらの取組の結果、昨日9月25日現在で利用証の申請者は2136人となっており、また、おもいやり駐車場の届出数は、公共施設、民間施設を合わせまして855施設、2045区画となっております。

今後は、新聞、テレビ、ラジオで集中的に広報を行うほか、ポスター、チラシ、パンフレットを公共施設や協力企業の店舗等で掲示するなど、この制度の一層の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

それから、市町との連携でございますが、これまで市町には、利用者からの申請の受け付けや市町の施設での駐車場の確保、それから制度の広報啓発について協力をいただいているところでございます。

今後、地域の様々な施設におもいやり駐車場を広げていくためには市町とのより一層の連携が必要であると考えておまして、ショッピングセンターなどにおける啓発キャンペーンや事業者に対する駐車場設置の依頼などの取

組について、協力をお願いしていきたいと考えているところでございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

やはり県内市町との連携は非常に大切であると思っております。地域の商店であったり工場に対するアプローチというのはやはり基礎自治体のほうが強うございますし、フットワークも軽く動けるといふふうに思っております。そういった意味で、権限の移譲とまでは言いませんけれども、ぜひ市町と連携してしっかりとやっていっていただきたいと思っております。

それから、これは要望にとどめさせていただきますけれども、この制度というのは本来国がやるべきものであると私自身は思っております。といいますのも、制度の理念というのはほとんど同じなんですけど、27府県で実は導入されております。ただ、導入府県によりマークもばらばらというのが現実でございます。資料をごらんください。（パネルを示す）こちらなんですけれども、理念は正直全く同じ。しかしながら、導入府県によっていろんなマークがあります。迷うことはないと思うのですが、やはりこれは全国共通の制度にしていくべきであろうかというふうに思っておりますので、もちろん全県がやっているわけではございませんけれども、ぜひ今後とも国に対しての働きかけ並びに近隣府県に対する働きかけというものもお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。要望させていただきます。

時間がなくなってきましたので、次に移させていただきます。

パーキングパーミット制度などで障がい者の住生活環境というのはどんどんよくなっている一方、働き場所の確保、いわゆる障がい者の自立支援をしていく上では大事なことは働き場所の確保であるというふうに思っております。そういった中で、我が県は障がい者雇用率1.51%と数字上は非常に低くて、全国でもワーストに近い状況でございます。

これは私の考えなんですけれども、障害者自立支援法の最大の目的といえますのは、健常者と同じように働いて生活していけるような、個人に対する

環境の構築であろうかというふうに思っております。そして、これを改善しようとする、多分、今までと同じことをしていたのではどんなにもがいても雇用率のアップというのは見込めないのではないのかなというふうに思っております。

ここからが、時間が少なくなってきましたが、提案になるんですけれども、今現在の障がい者雇用に関するフローというのを少し御紹介させていただきます。（パネルを示す）こちらなんです、ポインターを使って説明させていただきます。

今、こちら側の障害者自立支援協議会、そしてハローワークと、大きく分ければこの2パターンの、就職先といいますか、就職を探していただくシステムがございます。障がい者は、ここから情報を上げて、ここで仕事を見つけていただく。その仕事をどうやって見つけるかという、民間企業から雇用がおりてくるというようなフローになっております。このシステムの最大の欠点は、いろんなトレーニングをして障がい者を紹介すると、もしくはこういった仕事をしていただくというようなことを企業側に訴えるということがなかなかできないという点でございます。

細かく申し上げますと、やはり雇用を出す側というのは、意識的に障がい者を雇い入れるという意欲を持っていただかないと、求人というのは出てきません。民間企業側の意見を聞いてみますと、来年には従業員が50人以上の企業は法定雇用率の2%を義務づけられるというのはよくよく知っていらっしゃる。しかしながら、雇い入れる方法がわからんとか、今現在景気の低迷でそちらに気が回らないなど、また、障がい者を雇い入れようとすると設備の投資がどれくらいかかるかわからんというような意見が多く聞こえてまいります。

そこで、私が考えた次のフローをごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）こちらなんですけれども、まず、先に答えだけ申し上げますと、障がい者側から民間企業側に攻撃をかける、こういうシステムというのを考えていかなあかんというふうに思っています。といいますのも、今現状のシ

システムでは、ハローワーク等から障がい者を雇い入れるための方法論などは、民間企業に確かに説明はされています。しかしながら、民間企業からしてみれば、どのように準備をしてどのような方を迎え入れられるのか、全く未知の世界であります。先ほど時代背景を説明させていただきましたように、今は経営が厳しい折、新しいことに手を出すということにははばかれることが多いように思います。

そこで、三重県独自の障がい者専用のハローワークの設立というのを提案させていただきたいと思います。これは、障がい者と協議会、またはセンターが情報を共有して、このハローワークに人材データを蓄積いたします。もう一度図をごらんください。（パネルを示す）ここですね。ここのハローワークのところに情報を共有して、これを民間企業に上げていただく、そうして雇用をとりに行くということをしていただかないことには、多分、雇用というのは生まれにくいんじゃないのかなというふうに思っております。確かに、ハローワーク、国が関係あることでございます。三重県だけで決められることではないと思いますけれども、ぜひ、私の持論として、知事もおっしゃられておりましたが、ハローワークは地域で見べきものであるというふうに考えておりますので、ぜひ御一考いただければと思っております。

時間がなくなってまいりましたので要望にとどめさせていただきますが、以上で質問を終結させていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。9番 東 豊議員。

〔9番 東 豊議員登壇・拍手〕

○9番（東 豊） 皆さん、こんにちは。

尾鷲市・北牟婁郡選出、会派鷹山、東豊でございます。

まずもって、9月24日、一昨日午前2時49分、紀伊長島町紀伊長島区の所属するカツオ一本釣りの漁船堀栄丸とパナマ船籍とが衝突をし、22名の乗組員のうち9名が救出されました。残り13名の捜索が懸命に行われているところですがいまだに行方不明で、一刻も早く発見されますよう心からお祈りを申し上げますとともに、三重県知事はじめ関係各位の皆様方の御尽力、御努力に心から感謝を申し上げます、敬意を表したいと思います。どうもありがとうございます。

さて、通告に従いまして一般質問に入らせていただきたいと思いますのですが、その前に、通告書の御訂正を1文字だけお願いしたいと思っています。通告書の表題に、副題に「成すべき課題とは」というところがございますが、「成す」の「成す」は、成功の「成」ではなくて、事をなす、つまり行為を行うの「為」、ちょっと私が字の使い方を、パソコンで打ったので間違えました。御訂正をお願いしたいというふうに思っています。

さて、品格を尊び気概に富む会派鷹山の名に恥じぬよう一般質問をさせていただきますので、どうか知事はじめ執行部におかれましても品格と気概にあふれるような御答弁をよろしくお願い申し上げたいと思っています。

複雑多岐にわたります行財政の課題は山積しておりますが、中でも県行政の役割の基本は、県民の生命と財産を守ることが大きな使命であると思

っています。そのような観点から、1年半経過しました東日本大震災から何を学び、その復旧、復興の現状から、今後三重県として取り組まなければならないこととは一体何なのか、このあたりで一度立ちどまって再考することが喫緊の課題であると私は思うのです。

三重県では、中長期、中期かつ総合的な対策を講じていただくために、今年度中には県独自の、一昨日の代表質問でも今朝の一般質問でも質問もし、御答弁もいただいておりますところですが、新地震対策行動計画（仮称）の中間案あるいは国の方針との整合性など、あわせて三重県の地域防災の基本的な見直しを行う予定と伺っております。自主が基本でございますから、自助を主にソフト面で注力してまいりました。三重県の県民の皆様には素早い行動ができるようにと、避難路や避難所の整備について支援をしていただきました。つまり、命だけは守りたい、犠牲者ゼロを目指すというところだと思いますが、ちなみに減災力強化補助金は、昨年2億7100万、今年は3億円の計上をしまして、効果的だと思っています。

しかし、もう一方で、中長期的な視点というものを考える必要がある、特にハード整備面をどこまでどうやってやるのかということに取り組まなければならないと私は考えます。つまり、生命と財産を震災から守るという部分で言いますと、貴重な財産を瓦れきとしない対策であると同時に、災害が起こった後に、創造的な復興、まちづくりを進めるためにも、中期、長期的な視点に立った事前復興マスタープランが必要だと私は思っています。つまり、その先には、高台移転を含めた公共施設などの配置計画をどのように進めていくかという課題でもございます。

今回の南海トラフ地震の被害想定を受けて、新地震対策行動計画（案）作成に向けて、地震に強いまちづくりなど社会基盤にかかわる事業について、事前復興という言葉を使って取り組まれ検討されているかどうかをお聞きしたいというふうに思っています。

1995年、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の後、私もそのときは現地にボランティアで行ってまいりましたが、防災ボランティアの活動

であるとかNPOの活動であるとか、特に密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律など、いろんな法律がその後整備をされて、もちろん耐震化も含めてですが、多く想定をされました。

その後、いち早く取り組んでこられたのが東京都でございます。首都直下型地震を想定し、事前復興計画に着手したのであります。

三重県におかれても平成18年3月には密集市街地整備基本計画を公表していますが、この件につきましては昨年12月1日の一般質問で小島議員が一般質問されているところで伺っておりますが、既に本年3月には廃止をするということがホームページ上では載っております。私は密集市街地の復旧、復興については非常に興味があったのでちょっと読ませていただいたんですが、廃止をする以上はそれにかわるものが何か出してこられるのかどうか、その辺とあわせて、平成24年3月に三重大学自然災害対策室がまとめたもの、これは三重県の職員も緊急雇用で雇われた部分で職員を張りつけて、2年間にわたって調査研究をされた冊子、今日ちょっと持ってこなかったんですが、冊子ができてございます。三重県復旧・復興マニュアル（仮称）策定に向けた調査結果の今後の扱いについてもお尋ねをしておきたいところです。

さて、ちょっとパネルですが（パネルを示す）、9月1日、これは尾鷲市知古町の自主防災会の夜間の避難訓練の様子でございます。夜間は初めて避難訓練をしたということで、私も参加をしましたが、23世帯という小さい自主防災会なんです、そのうち20名が参加をしております。内閣府が被害想定をした直後であったわけですので、皆さん非常に真剣に取り組んでおられました。ひとまず自宅の前に出ましょと、とにかく出ましょと。その後、近所を見渡して、会長さんから号令がかかって、今から避難場所に行くんですけど途中避難ビルがありますよとかいう説明を受けて、近くの中村山という山の登り口、海拔14メートルまでのところまで平たんな道を、ちょっと坂道ですが、歩いたんですが、8分で到達をしたということです。

尾鷲市は南海トラフの想定でいきますと津波17メートルが16分後には襲うであろうということでございますので、8分で逃げたわけですから理論的に

は逃げ切れる計算になるのですが、問題は避難行動に移るまでの時間、つまり、揺れている間に避難行動ができるかどうかの話であります。木造住宅は倒れていないかどうか、それから、倒壊危険物が道を塞いでいないかというようなことを皆さん心配しながら登っていったわけです。

これ、2枚目、（パネルを示す）パネルを用意しましたが、これも夜間の写真であります。これは尾鷲市のちょうど繁華街の真ん中を走る道路なんです。高台までの間にこの幹線道路を横断しなければならない。この日は訓練ということで信号待ちをしている姿でしたんですけど、本番では、つまり地震のあった本番では、そんな信号を待つようなことはとてもできないだろうと。つまり、避難する車も実態としてある、歩行者も一生懸命高台に行きたい、つまりかち合うことが想定されるというわけですが、終わった後、皆さんの感想を聞きましたらこういうことでした。近くに、目に見えるところにタワーが欲しい。そうですねというお答えをしました。もちろん市のおやりになることではあると思うんですが、つまり、あんな遠いところに行くよりも、隣にちょっと不自由な方がいらっしゃるので、目の前にあれば、あそこまで行ける、希望があるというんだと思うんです。

3枚目のパネルがこれです。（パネルを示す）縦パネルなので映りにくいかもしれませんが、お手元には資料があるかと思いますが、これは矢の浜小学校の避難計画でございます。保護者にはみんな配っているところでして、最終目標地点は42号線を渡って国市神社まで逃げるという計画になっております。さらにその上まで逃げるということになるわけですが、あの交通量の多い42号線を非常事態に渡るということは想像しただけでも、信号待ちを今しなければならぬ状況の中で、歩行者が本当に安全に安心して渡れるかどうかというのは非常に課題になるわけですね。

そんなような課題が一つ一つ見えてくる、自助に頼り過ぎていてこれがどうしても障壁になってくるということが浮き彫りになってくるわけです。つまり、重ねて申し上げますが、災害に強い都市計画、事前復興マスタープランづくりがぜひとも必要であると私は考えております。

新地震対策行動計画（仮称）の中に新たな被害想定を勘案し、事前復興についての方針や施策の位置づけをはっきりとさせていただきたいのですが、各市町においてもそれに合わせて事前復興についての取組が必要ですし、まずはマスタープランづくりから取り組んでもらえるよう、広域自治体としての三重県がその助言と財政的支援を行う必要があると考えますが、御所見を賜りたいというふうに思います。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 東議員から、事前復興という観点から幾つか質問をいただきました。防災対策部としてましては、まず、新地震対策行動計画の中に、社会基盤、そうした事業をどのように位置づけるのかという点と、あと、三重大学と共同でやりました復旧・復興マニュアル策定に向けた調査結果の扱い、それと、マスタープランについての支援等々、それについてお答えをさせていただきたいと思います。

県としましては、今後の地震対策につきましては、過去100年から150年の間隔で繰り返し三重県を襲い、大きな被害をもたらしてきた大規模地震、これを想定して、人的、物的被害を最小限に食いとめることを基本に推進してまいりたいと考えております。

一方、今回国が公表した地震想定モデルにつきましては、長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりにおいて考慮していきたいと考えてございます。

さて、現在進めております新地震対策行動計画、これは名称は仮称でございますけれども、につきましては、先ほど申し上げました基本的な考え方をベースにして、津波避難、防災教育、人材育成等、今、緊急地震対策行動計画に掲げて取り組んでおります取組に加えまして、先ほど話にありました海岸保全施設等の基盤整備、要はすなわち社会基盤整備といったハード対策、そうした事業についても含めた中期的な地震対策の計画としていく予定でございます。

しかしながら、ハード対策によって、いわば施設に対して過度に依存するばかりでなく、防災意識を行動へとつなげるためのソフト、やはりこれが常

に必要であると考えております。

そもそも堤防施設の整備等ハード面での基盤整備というのは、その効果が発現するまでにはやはりどうしても相当な時間を要してしまいます。こうしたことから、ハード、ソフト、双方を組み合わせた総合的な対策、これを検討していくことが必要であると考えているところでございます。

そうした検討を進めるに当たりまして、本年4月に三重県防災会議のもとに学識経験者等で構成する防災・減災対策検討会議を設置しまして、新たな防災・減災対策についての議論を現在行っているところでございます。

また、庁内におきましても、各部局の防災担当から成ります新地震対策行動計画ワーキンググループというのを8月に設置しました。その作業部会として防災・減災対策検討小ワーキンググループというのを設けて、地震対策のための行動項目についての検討を開始してございます。

その小ワーキングでございますけれども、二つございまして、具体的には、一つは防災意識の向上、人材活用を検討するための小ワーキング、もう一つが、災害に強い社会づくり、まちづくり、これをテーマとした小ワーキングでございまして、これらにおいて部局横断的な議論を現在進めているところでございます。

そうした議論を進めていく中で、私どもは三重県が守るべきものとして三つ掲げてございます。一つは人、すなわち人命を守ることです。もう一つ、二つ目は地域、すなわち地域のコミュニティーを守る。三つ目は経済産業、すなわち、仮に被害を受けたとしても早急に復旧、復興を図る。そうした観点から、学識経験者の皆さんのアドバイス等もいただきながら今後検討を深めて、新地震対策行動計画への反映を図っていきたいと考えております。

二つ目、復旧・復興マニュアルについてですけれども、三重大学と共同して平成22年度から作成してまいったんですけど、あくまでマニュアルをつくるための前段階の調査ということでやってまいりまして、三重大学の自然災害対策室の名前で一旦調査結果は取りまとめました。昨年度末の県議会の防災農水商工常任委員会におきましても、概要版でしたけれども報告させてい

ただいております。公表はされておるんですけども、私ども、積極的にそれを出していくのを今差し控えている状況でございます。

と申しますのは、それを踏まえてマニュアルをつくるつもりで予定しておりましたけれども、全体的にまだ中身が十分整理されていないと判断しておりますし、また、そのそれぞれには各部局が取り組む事業なんかも書き込んであったのですけれども、かなり大きな組織機構の見直しもございましたものですから、それについて改めて調査結果から見直しながらマニュアルをつくっていかうと考えております。

現在、三重県地域防災計画を抜本的に見直すという作業をしておりますけれども、現行の防災計画の中には復興編というものがないのですけれども、今後は復興編というのをに入れて考えていきたいと思っております、その中で復興という概念を新たに整理したいと考えております。それを踏まえてマニュアルづくりへ展開させていきたいというふうに考えておりますので、三重大学の調査結果の扱いはそのような方向で使ってまいりたいと考えているところでございます。

最後にマスタープランづくりですが、県がそれについて市町に対して助言するという話でしたけれども、その前に事前復興の考え方についてちょっと言わせていただきたいんです。平成7年1月の阪神・淡路大震災におきまして、被災地の行政機関では短期間に復興計画を策定して住民との合意形成を図り、復興に向けたまちづくりを進めると、これが要請されたわけでございます。それを踏まえて、膨大な行政需要や解決すべき問題が大きい中で進めようとしたのですけれども、なかなか新しい社会づくりというのは容易ではないと、合意形成もそうやすやすとできるものではないということから、この反省として事前復興という概念が言われるようになったわけです。事前復興にはいろんな考え方があるようで、大別しても二つに分かれて、一つには、先生が恐らく言っておられるのはこちらかと思っておりますけれども、災害が発生した際のことを想定して、被害を最小限にする都市計画、まちづくりを推進する、どちらかというとハードに傾いたほうですね。もう一つは、別の考え

方としてソフトのほうを重視した、発災後に、限られた時間内に復興に関する意思決定、組織の立ち上げを容易にするための手順の明確化、これを事前に進めておくという考えがございます。

私ども、先ほどの三重大学の調査でやっておった事前復興は、この後者のほう、ソフトのほうを重視して進めてきておったわけでございます。復旧・復興マニュアルの策定に向けた調査検討を進めてきたということでございます。

一方、議員が言われております考え方のほうですけれども、市町において事前に復興に向けたまちづくりを行っていくという、いわばハードの考え方、これの大切さは十分に理解しておるつもりです。しかし、一方で、先ほどちょっとちらっと申しましたけれども、住民との合意形成の困難さも容易に想像される部分でございますので、長期的な災害に強い地域づくり、まちづくり、これをランドデザインと呼ぶかマスタープランと呼ぶかは別にして、そうしたことを市町が検討される上ではどのような助言や支援を行うことができるのかは今後検討させていただきたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 私のほうから、密集市街地における取組について答弁させていただきます。

平成15年度に国は、地震時に大規模火災の可能性があるため重点的に改善すべきとされる密集市街地を重点密集市街地として、約8000ヘクタールですが公表しておりまして、県内では5市町6地区が該当しておりました。

本県におきましても、国が示しました重点密集市街地以外にも整備の必要な密集市街地が多く存在することから、独自の基準に基づいて重点密集市街地を含む23市町309地区を抽出し、地域特性に応じて八つの分類をして、それぞれの整備のあり方を三重県密集市街地整備基本方針として平成18年の3月に策定しております。

この整備方針に基づく取組は、幾つかの市町で整備計画は策定されました

ものの、地域住民の合意形成の困難さ等から多くの地区で進捗が見られない状況であるというのが一つ、また、国が平成22年度末に新たな指標に基づいて抽出した新重点密集市街地として約6000ヘクタールを抽出、公表しましたが、本県には該当地区がなかったということが二つ、そして、最後に、さらに、県から整備のあり方に関して一定の方針をあらかじめ示すのではなく、地域が最初から立案していただいたほうがより実現性があるんじゃないかというような理由から、関係市町と協議を行いまして、本年の3月31日をもって本整備基本方針を廃止しております。

しかしながら、これまでに得られた密集市街地に関する調査データや知見などの技術的な部分につきましては、密集市街地整備における技術指針として活用いただけるようにしているところでございます。

県としましては、密集市街地の解消、改善に向けた市町及び地区住民の皆様方の取組に対して積極的に助言を行うとともに、全国の先進事例や国の補助制度を紹介するなど、支援を行ってまいりたいと考えております。

また、廃止する以上かわるものというお話をいただきましたが、現在、国土交通省中部地方整備局を中心に、地方公共団体、私も委員として入っておりますが、地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会におきまして、災害に強いまちづくりを目指した計画立案や整備実施の際の着眼点、留意点を取りまとめた、災害に強いまちづくりガイドラインというのを策定しております。この検討においては、三重県でも尾鷲市がモデル地区として参画して、選定されております。このようなことに対しましても、私も委員として積極的に参画しましてガイドラインの作成に参画していきたい、そして、それを活用していきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 済みません。時間がなくなってまいりましたので、ちょっと半分割愛をさせていただきます。一つは、ついこの間、8月31日のフィリピン沖の地震のこの話を、ちょっとそれは割愛します。

どうしても欠かせないのがこれであります。昭和19年の東南海地震のこと
であります。

錦地区がございます。そこに、『昭和大海嘯記録』、大海嘯というのは波
の壁です、にこんなことが書いてあります。昼間の1時40分に起こった地震
なんです、それは関東大震災よりも震度が高かったということになってい
まして、このくだりがあるんですね。震源地が近かったということもあって、
十数分後には大津波が来るということで、避難民が避難、高台へ逃げたんで
すね。逃げている最中に下を見ると、波がざっと引いていったと。そうす
ると、浦々に倒壊した家屋の古材が充満したと、溺れる者もあったと、いかん
ともするすべがなかったとその記録には書いてあります。これらのありさま
を眺めていた避難民はじだんだを踏んだと。目の前に見てじだんだを踏んだ。
このときの様相、すさまじい様相がつづられている記録が今の錦地区の支所
にはあるわけです。

錦地区は御存じのように、戦時中は北牟婁郡でしたから、紀伊長島の隣で
すので一緒のまちのような感じであったので、そのときに62名の方が犠牲に
なられていらっしゃるわけですね。今80歳以上の方がその記憶を鮮明に持っ
ていらっしゃる。そういった記憶の中に、自助であるとか共助であるとか公
助であるとかというものが確立されていると。小さい集落で確立されていて、
今の避難タワーであるとか第2避難タワーであるとかという発想が出てきた
のではないかと。もちろん、リーダーシップ、町長さんのリーダーシップ、あ
ろうかと思いますが、それは必要なことだというふうに思います。

ちょっと飛ばしますが、共助の部分が私は、イメージ的には一応文言とし
ては書いてあるんですが、非常に弱い部分、これをぜひ力を入れていただき
たい。そして、さっき、行動計画の中に入れるかもわかりませんが、ハード
面の公助の部分も充実をさせてはつきり位置づけをするということが大事だ
というふうに思うんです。

私は選挙のときに、1年半前の選挙のとき、知事も一緒だったと思うん
ですが、選挙民の方々に公約は、本当に命だけは守りたい、これをぜひ4年間

のうちに道筋だけはつけたいと申し上げてきましたし、あと2年半しかないわけですね。私には予算調製権もなければ執行権もないけれども、その思いを、私はそれが使命であるというふうに考えておりますので、ぜひお取組をいただきたいし、知事、短くて結構ですのでそのことについて御答弁をいただけたらと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 特に共助、公助のあたりについて思いということでありますがけれども、私も知事として、政治家として、地震や津波をはじめ、あらゆる自然災害から全ての県民の命を守りたいという強い思いを持っております。この思いは議員と同じく、誰にも負けないものと自負しています。

東日本大震災のあの被災地の光景を見た後、私は防災・減災対策の推進を県政の最大の課題かつ最重点の施策に掲げて、これまで1年半、県の総力を傾け、防災・減災対策に取り組んできました。この防災にかける思いは今も変わっていませんし、これからも変わるものではありません。

私も事前復興の理念や考え方は重要だと認識しており、これからの防災・減災対策は常に復旧、復興を意識したものであるべきと考えております。共助、公助のみならず自助についても、万一の際の復旧、復興を意識することで取組の質が高まっていくものと考えております。

公助にも共助にも自助にも、それ単体では限界がある。このことが、我々が東日本大震災で学んだ教訓だと考えます。

例えば、自助で地震の揺れから建物と命を守る、共助で地域における要援護者の避難対策を講じる、公助で海岸保全施設の整備を図って津波の浸水を可能な限り食いとめる、このような自助、共助、公助が一体となった取組こそが、懸念される南海トラフを震源域とする巨大地震から県民の命や財産を救い、早期の復旧、復興を果たすものと考えております。

今後も防災・減災対策を私に与えられた最大の使命だと認識して、最優先で取り組んでまいります。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） ありがとうございます。

事前復興という言葉をぜひ認識して、我々も認識をしながら取り組んでいけたらいいと思っています。

さて、もう最後になりました。1分です。

災害対応には、自ら守る自助、近隣で助け合う共助、国や自治体が手を貸す公助の3種類があると、今、お話がありました。実はこれは三助ということでありまして、江戸時代の米沢藩主上杉鷹山が提唱されたというふうに言われておりまして、天は自ら助くるものを助くともいいますし、鷹山は、病人、子ども、妊婦及びこれに準ずるような弱い人を重視したということでございます。しかし、その対策もいきなり全て藩財政で賄うことは無理だとはっきり言った、それで三助でいこうということをきっぱり言ったんだそうです。それから始まって今の言葉になってくるんだということを我々は勉強いたしました。自助を基本とした社会、セーフティーネットを設定する、公を担う自治体の役割をはっきり示していく、知事におかれましては少し、勉強されていらっしゃると思うんですが、先人を学んでいただくために、我々会派鷹山と一緒に入って勉強されませんか。短く答弁をお願いします。自席でどうぞ。

○知事（鈴木英敬） 勉強したいと思います。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 以上で一般質問を終結させていただきます。気品と気概に富む御答弁をいただいたと認識をし、心から御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 24番 今井智広議員。

〔24番 今井智広議員登壇・拍手〕

○24番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。東議員の品格に私もあやかりながら、真面目に通告に従い質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず初めにがん対策についてお伺いをいたします。

がん対策についてはこれまで、同僚の中川議員とともに私も何度も取り上

げてまいりました。中川議員のほうからは特に予防や早期発見への取組を、私のほうからは、既に取り組んでいただいております地域がん登録の推進や県内でのがん専門治療の充実について提案してまいりましたが、今回は、まず1点目に、緩和ケアについて質問をいたします。

緩和ケアについては既に御承知であると思いますので、時間の関係上、説明は省略させていただきますが、早期からの緩和ケアは、がんと闘う患者やその御家族にとって、治療生活における質の向上や精神的ケアなどの面からも大変重要な治療の一つであり、今後のさらなる提供体制の充実が必要であります。

私は、大きく三つあると考えております。一つには緩和ケア外来の診療機能の向上、二つには病院と診療所などの連携による在宅緩和ケアの提供体制の構築、そして、三つ目が緩和ケア病床の必要数の確保であります。

当然このどれもが重要なことでありますので、各機関との連携により、さらなる取組をお願いするところでありますが、今回はこの中から特に緩和ケア病床について取り上げます。

昨年の県内におけるがん患者死者数は5218名という前提のもと、現在、県内における緩和ケア病床は6病院で129床であり、今後、伊勢市民病院のほうで20床の整備計画があると伺っております。ですので、合計149床となります。また、これを二次保健医療圏別で見ると、北勢が25、中勢伊賀が20、南勢志摩が104、東紀州がゼロとなっております。

この数字からもわかるように、南勢志摩医療圏は104床と整備が進んでおり大変うれしく思いますが、他の医療圏では必要数が現状のままでいいのか、大変危惧をしております。

当然他の医療圏からの患者受け入れもあると思いますが、緩和ケア病床に入院される患者さんにとっても、また、その御家族にとっても、やはり居住地のなるべく近くで治療を受けたい、また、受けさせたい、少しでも多くの時間を家族と一緒に過ごしたいとのお話を大変多く伺っております。

なお、三重県は病床過剰地域であります。緩和ケア病床につきましては

医療法施行規則第30条の32の2に規定する特定の病床等に係る特例の対象となっており、実際この特例を活用して整備した県もございます。また、整備をお考えの病院もあると伺っておりますので、各医療圏の病院の方々と連携を図りながらその整備に積極的に取り組んでいくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、もう1点は、まず単刀直入に申し上げますが、三重県におけるがん対策推進条例の制定であります。

これまでいろいろな角度からがん対策についての質問、提案をしてまいりましたが、この間、いろいろと調査、様々な方と意見交換する中で私自身強く感じたことは、がんに強い三重県を構築するためには、行政や医療機関などの取組とともに、予防や検診による早期発見など、県民や企業の皆さんの今後さらなる参加拡大によるオール三重での取組の必要性であります。

鈴木県政のみえ県民力ビジョンにおいて、これまで以上に強い覚悟でがんと立ち向かう姿勢を示していただきました。私も大変心強く思っている1人です。

また、国においてもこの6月、新たな課題解決も含め見直されたがん対策推進基本計画が策定され、我が三重県においてもがん対策戦略プランの見直しというこのときだからこそ、知事の強いリーダーシップのもと、がんから県民の尊い命を守るため、三重県におけるがん対策推進条例の制定に踏み出すべきだと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、がん対策推進条例の制定についての考え方でございます。

県としましては、先ほど議員からもありましたように、がんが県民の死亡原因の第1位であることを踏まえ、がん対策をみえ県民力ビジョンにおける選択・集中プログラムの実践取組の一つに位置づけ、がんの予防、早期発見及び治療、予後対策を中心に取り組んでいるところであります。

現在、国が新しいがん対策推進基本計画を策定したことを受け、次期三重

県がん対策戦略プランの策定を進めています。策定に当たり、現行プランの数値目標の評価を行ったところ、多くの目標が改善傾向を示しましたが、全体目標の一つである75歳未満の年齢調整死亡率や、がんの早期発見に有効ながん検診受診率など、目標が未達成のものが見受けられます。

今後は、県民や市町、NPO、企業、医療機関等がさらに連携してがん対策をより一層推進していくことが重要であると考えており、がん対策に関する条例はその施策を推進するための基盤になるものと認識しています。

現在、三重県がん対策推進協議会等において次期プラン策定について協議いただいているところでありますが、条例制定についても議論をしていただくこととし、今年度中に結論を出していきます。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 私からは、北勢、中勢地域の緩和ケア病床数が少ないことに対します整備に向けての取組という点について御答弁させていただきます。

現在の緩和ケア病床は、議員からも数字を示していただきましたとおり、南勢に比べて北中勢が少ないという状況であります。これを人口10万人当たりの緩和ケア病床数においてみますと、北勢保健医療圏で3.0床、中勢伊賀保健医療圏で4.3床、南勢志摩保健医療圏で17.9床、東紀州保健医療圏はゼロ床でありまして、南勢志摩保健医療圏以外での緩和ケア病床の確保、これが必要であるというふうに認識をしております。

今年度改定予定であります三重県保健医療計画におきましても課題の一つとして位置づける方向で検討をしていきます。

さらに、今年度改定をします三重県がん対策戦略プランにおきましても緩和ケアの推進は重点課題として位置づけ、緩和ケア医療体制の整備や人材育成に取り組むこととしております。緩和ケア病床の確保に関しましては、地域の実情を踏まえながら、医療機関等からのニーズに応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○24番（今井智広） 御答弁、どうもありがとうございました。

まず、緩和ケア病床につきまして、私の質問は北勢、中勢だけではございませんので、東紀州のほうも含めた質問でございましたし、答弁もそのようにしてもらってあったと思います。本当に緩和ケアをお待ちの方、また、緩和ケア、早期からの緩和ケアとはいうものの終末期において特に活用がなされるという中で、より、やはり近くでという場合になかなか順番が回ってこないというようなことも伺っております。本当に南勢志摩医療圏はすばらしい状況になっておるところであります。三重県全体としての考え、また、各医療圏の考えの中で、ぜひ今後、保健医療計画や戦略プランのほうに位置づけていただくということでありますので、これは県だけでできることではありません。医療機関の方々ともしっかりと協議をしていただきながら、その病床の確保に努めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

がん対策推進条例につきましてはありがとうございました。大変前向きな御答弁をいただいたと、そのように思っております。特に前段のほうで、その推進するための基盤となるものと認識しておりますということは、大変重要なものであるから、今後協議会等でしっかりと審議してもらおう中で、条例制定について前向きな形で今年度中に結論を出していただくということであると思っておりますので、そのように解釈をさせていただいてよろしかったでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、時間もありますので次に入らせていただきます。

次に、地震対策について伺います。この問題については、先ほどの東議員もそうであります。多くの方がこれまで様々な角度から質問がなされておりますので、私も重ならないところで、今回は河川における津波の遡上について取り上げたいと思っております。

昨年の東日本大震災では多くの尊い命が津波の犠牲になりましたが、今回

取り上げる津波の遡上の怖さについては余り詳しくは知られていないかもしれませんが、一例として宮城県石巻市の大川小学校の悲劇を紹介させていただきます。

この大川小学校は北上川の河口から約4キロの地点にあり、過去には津波の到達記録がなく、昭和三陸大津波レベルであれば津波は来ないと考えられていたようでありますので、地域では避難所という認識をされておりました。しかし、結果としては、北上川を遡上してきた津波が川の堤防を滝のように越え、残念なことに、逃げ遅れた全校児童の7割に当たる74人が犠牲となりました。実はこの大震災による津波の影響で、私たちの住む三重県の鳥羽市でも、カキのいかだや漁船などの被害だけではなく、これも余り知られていないと思いますが、津波の遡上による被害が発生をいたしました。

写真をごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）

まず1枚目、これは、カキのいかだの下にあるアンカーが津波の力によってぐにゃぐにゃに曲がっているという、そういった写真であります。人間の力では到底できないと、私たち、中川議員とともに現地に行ったときも説明を受けたところでございます。

次の写真になります。（パネルを示す）

これが遡上なんですけれども、これは春尻川という川なんです、川幅と変わらないか川幅より広い大きいようなカキのいかだが遡上により押し上げられました。約400メートル上流に押し上げられた、その写真でございます。ですので、津波自体はもっと奥まで遡上したという形になります。

最後に3枚目、（パネルを示す）この写真、これも春尻川であります、ちょっとお手元のペーパーでは見にくいかもしれませんが、実はこの上流の田んぼに、遡上した津波が堤防を越えて、越水をして田んぼに海水が入ったという、そういった写真でございます。ありがとうございます。

これは、鳥羽市のほうからお借りをいたしました。ちなみにこのときの鳥羽に押し寄せました津波の高さは約1.9メートルでありましたが、その高さでさえもこれだけの遡上が発生したとわかると思います。

三重県には、大小含め、多くの河川がございます。地形や河口部の状況などにより、全ての川で遡上があるとは言いきれませんが、知事が今すぐにも取り組むべきとおっしゃられた100年、150年間隔での発生が考えられる地震でも、各地でこの1.9メートル以上の津波が予想されております。

また、素人考えであります。例えば湾内において、押し寄せてはくるものの海岸堤防を越えられない津波、その津波はその逃げ場として川の河口に集中し、より体積、高さを増して遡上するのではないかと大変危惧しております。

県の行った津波浸水予測調査では当然この津波の遡上も考慮に入れていただいていると思っておりますが、現在の三重県緊急地震対策行動計画には津波の河川の遡上という言葉が出ておりませんので、次期行動計画では、注意喚起のためにも、ぜひその危険性などについて触れていただければと思います。これは要望にとどめ、ここから質問に入らせていただきます。

まず1点目に、これまで述べたように、津波の遡上も大変危険性は高く、大きな被害の発生が心配されますが、沿岸部に住んでいる方々に比べ、川の少し上流の方々の津波に対する危険意識は少し低いように感じております。そこで、今後その地域にお住まいの方々に対しての注意喚起や避難意識の向上に向けた啓発をさらに強化するべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目は、河川堤防についてであります。

ハード整備による100%の安全対策はできないことは十分理解しておりますが、やはり県民の命を守る防災・減災の観点から、県土整備部にはできる限りの対応をお願いしたいと思います。

そこで、防災対策部ともしっかり連携をとり、津波が河川を遡上した場合の堤防への影響について必要な調査や検証を行い、安全対策、また、整備を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。御答弁、よろしく願いいたします。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 今井議員からの御質問のうち私からは、津波について、沿岸部に住んでおられない方々にも河川への遡上に対する備えが必要であることを注意喚起もしくは啓発できないかと、そういう御質問でございます。御答弁させていただきます。

県は昨年度、東日本大震災と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測地域を公表して、各市町に対して、浸水予測地域における避難所配置の検証を含め、津波避難体制について早急に検討するようお願いしてまいったところでございます。

先ほど議員の御質問の中にもありましたように、北上川の遡上に伴う大川小の悲劇、そうした話が示しますように、特に東日本大震災におきましては津波が河川を遡上して内陸部深くまで到達していたこと、これを踏まえまして、調査におきましては津波の河川遡上効果についても反映させていただきます。

この調査結果を受けまして、市町では浸水予測範囲を考慮し、避難所や避難場所の見直し、津波避難ビルの選定、津波避難訓練の実施などの取組を進めていただいているところでございます。

そうした中で、本年9月2日の三重県と鈴鹿市の総合防災訓練におきましても、直接海岸に面していない鈴鹿市天名地区におきまして、津波の河川遡上、そうしたことも想定した避難訓練を実施したところでございます。

また、防災対策部のほうでは出前トークというのも行っておって、防災の講話や指導等、行っておりますけれども、これも最近はとても引き合いが多いわけですが、その一つ、例えば津市立北立誠小学校で行われました出前トークにおきましても、防災技術指導員らが参加者の方に対して、津波CG等を活用して、河川遡上の危険性、こうしたものを含めた津波避難についての啓発を実際行っております。

今後も県民の皆さんへ、河川遡上の危険性も含めた津波避難に関する正しい知識や行動についての啓発あるいは注意喚起、これを図りますとともに、訓練を通じ、津波避難体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔土井英尚県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（土井英尚）** 津波遡上に対する河川堤防の対策について答弁させていただきます。

東日本大震災では、津波が堤防を越えた場合でも堤防が壊れずに形をとどめていることで、被害軽減に一定の効果があつたという事例が報告されております。

そういう意味で、壊れない堤防であることは、堤防を越えない津波に対してはもちろんのこと、堤防を越えていくような津波に対しても重要なことと考えており、現在、海岸堤防ではやっておりますけれども、河川の堤防についても同様の考え方が適用できると思っております。

このことから、津波浸水想定区域内にある全ての県管理河川の堤防204キロメートルについて、河川堤防の機能の確保を図るために、まず、その脆弱な箇所の補強に取り組むこととしておりまして、昨年度から損傷状況の概略調査に着手しております。また、調査区域のうち、特に緊急性の高い河口部付近の堤防について、概略調査により対策の必要性が確認された箇所の設計に着手するとともに、さらに損傷範囲の特定や対策の必要性を確認するための詳細調査もあわせて行っております。

今後、その結果を取りまとめまして、優先順位を考慮しながら、平成25年度、来年度から対策をとっていきたいと考えておる次第でございます。

以上でございます。

〔24番 今井智広議員登壇〕

○**24番（今井智広）** 御答弁ありがとうございました。

注意喚起や避難の意識の向上につきましては、鈴鹿市の例も教えていただきながら、河川の遡上に対する取組や出前の講座のほうでもやっていただいているということで、本当に1年半以上東日本大震災から経過はしているものの、被害に遭われたそれぞれの方々の悲しさや悔しい思いというのを、やっぱり我が地域は無駄にはしてはいけません。我が地域はやっぱり強くなって

いかなければいけませんので、皆さん、しっかりと認識はしていただいていると思うんですが、私自身もいろんなところを回らせていただく中で、海岸沿岸部よりは少しちょっとどうなのかなというところがありましたので、今後どうかよろしく願いいたします。

また、堤防の整備のほうも計画立ててやっていただいているということですが、本当に、先ほど申し上げたように100%守り切ることはできませんが、その工事をしていただくのであれば、そのときにぜひ、その周りの地域の方々に、なぜこの工事をやるのかということも含めて啓発をしていただければ、また、広く、防災対策部だけではなく県土整備部さんのほうでもなぜこの工事をしているかを地域で言うていただくことによって、さらに危機感もしっかりと持っていただけるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

時間の関係で、最後に入らせていただきます。

最後に、いじめ対策についてお伺いをいたします。

この問題については、24日の代表質問で日沖議員も取り上げられ、教育長のほうから県の対策について、人的支援やサポートチームの取組など詳しい御答弁がございましたので、私のほうからは少し角度を変えて質問をさせていただきます。

大津市でいじめを受けていた男子中学生による自殺や、兵庫県で発生した高校生の自殺に対する対応問題など、最近、特にいじめに関する事件が多く伝えられ、そのたびに大きな悲しさと、また、悔しさを感じるとともに、大人として、また、1人の親としての反省も覚えます。私たち大人は、私たち自身が子どもたちに与えている様々な影響への責任を自覚しながら、この問題にしっかりと立ち向かい、子どもたちを守っていかなければなりません。

知事はこの問題に対し、7月20日に教育委員会委員長との連名で、かけがえない命！いじめを絶対に許さない緊急アピールを力強く宣言してくださいました。子どもたちの命を守るために、全ての人に対して積極的な行動を呼びかけるとともに、この子どもたちにも心からのメッセージを送っていた

できましたことは大変心強く、私も共感する1人であります。

これがそのアピールの全文だと思います。（現物を示す）この中で一番最後のところに書かれてあるんですが、私たち大人一人ひとりが皆さんを守り切りますと、守りますではなくて守り切りますと書いていただいた、この言葉は大変重大であり、責任の重さを感じました。子どもたちに対して行ったこの約束は必ず果たさなければならないこと、そして、そのためにはいかなる認識で努力と行動をするべきかを、1人の大人としていろいろと考えさせられました。

いじめは、隠す、隠された隠蔽体質の中で行われるものであり、誰もが状況によっては被害者にも加害者にもなり得ます。また、顕在化した時点ではかなり深刻な状況になっている場合が多いため、大人による早期の気づきがやはり重要であるとともに、子どもたちがそのシグナルを発しやすい環境づくりが重要であると強く感じます。

また、いじめへの対応は個々のケースによって違いがあり、大変難しいことではありますが、子どもたちは周りの大人がどのような対応をするか、してくれるのかをしっかりとチェックし、それによって自身のその後の行動につなげていくのではないかと思います。

先ほどの、守り抜きますとの言葉、この言葉を子どもたちは待っていたと同時に、これから本当にそうしてくれるのかと心配も含め感じているのではないのでしょうか。

言葉足らずだとは思いますが、以上のことを考えたとき、いじめの予防、早期発見、早期対応にとって重要となるキーワードは、信頼と安心ではないかと考えます。信頼は相互理解とも言えますが、子どもと保護者、子どもと学校、教職員など、子どもと大人の信頼関係の再構築が大切であり、子どもが相談しても大丈夫だと思える安心感であります。

子どもからこれらを得るためには、また、大人の連携を強く、より深くするためには、当たり前かもしれませんが、まずは大人同士の信頼関係、特に保護者、学校、教育委員会、この信頼関係をしっかりと確立していくことが大

切であると思います。

少し評論家みたいになってしまったかもしれませんが、これらのことを頭に、提案も含め、3点質問をいたします。

1点目として、保護者へは啓発チラシを配布するという日沖議員の質問に対しお答えがございました。そのチラシの配布ということでございますが、とても大切な課題でありますので、まずは、学校と保護者、教育委員会などが、やはり直接集まり取組姿勢など確認し合う場を設定し、意思統一を図っていったいはいかがでしょうか。

二つ目は、各学校で子どもへのアンケート調査を行っているとのことですが、少しでも多くの視点から、また、学校では気づきにくいサインを見つけるためにも、保護者の方々へのアンケートも行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。これは、保護者の理解にもつながると思います。

最後に、いじめだけに限りませんが、信頼関係のもとになるのはやはり情報共有であると考えます。隠蔽という性質を持ついじめ問題に対しては、特に逆の意味で隠さないことが重要になると思いますので、学校におけるアンケート結果など、保護者などと情報共有をしながらよりよい対応を一緒に考え行っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。時間が少ないんですが、御答弁をお願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） いじめ対策で3点ほどお尋ねでございますので、順次お答えをいたしたいと思います。

情報共有とか、あと、話し合いの機会ですとか、それから保護者へのアンケートというところでございますので、全体をまとめた形で答弁させていただきたいと思います。

まず、いじめ問題に対応するためには、学校、家庭、地域が情報を共有し、お互いに信頼関係を築いてともに取り組んでいくということが大変重要だというふうに思っております。

このため本年度から、子どもたちを取り巻く様々な課題の解決ですとかそ

の未然防止を図るために、安心して学べる環境づくりということで、学校、保護者、地域住民が参画をいたしました子ども支援ネットワークを中学校区単位で構築する事業に新たに取り組んでいるところでございます。また、コミュニティスクール等の取組、いわゆる地域が学校を支える取組というのも順次拡大をいたしてございまして、こうした取組も大変重要かというふうに思っております。

いじめの問題の解消の一番というのは早期発見だというふうに思っております。平成23年度、本県のいじめの発見のきっかけを見てみますと、保護者からの訴えというのが32.7%と一番多くなっております。こうしたことから、保護者とともがいじめの解消に向けて取り組むというのが大変重要かなと思っております。そのために、直ちに保護者からのアンケートということまでは考えておりませんが、保護者の方々と何らかの形でこういう取組ができないかということを検討してございまして、

こうしたことから、この10月21日、私どもの初めての試みでございますけれども、三重県PTA連合会、それから三重県高等学校PTA連合会と県教育委員会のほうが子どもたちの輝く未来づくりに向けた集いというのを開催いたしまして、いじめ問題についての県内各地域での保護者の代表の方々と県教育委員会とがお互いに意見交換をすることを予定いたしております。

こうした機会を通じまして、いじめ問題に対する保護者の考え方ですとか認識なんかもしっかり把握させていただきまして、今後の取組に生かしてまいりたいと思っております。

まずはこうした取組を重ねる中で、学校、家庭、地域が相互に連携を深めて、それぞれの役割ですとか責任が果たせるように、そうした取組につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

[24番 今井智広議員登壇]

○24番（今井智広） ありがとうございます。

今いろいろな今後の取組も言うていただきました。PTA連合会との集い

というものも大変期待したいと思いますし、それを行っていただいた上で、もう少し小さい単位でもぜひそれをもとに行って行っていただいて、ぜひ直接言葉を交わす保護者、特に保護者と情報共有をしていただくことをお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 5番 彦坂公之議員。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 議席番号5番、新政みえ、鈴鹿市選出の彦坂公之でございます。

私からも質問に先立ちまして、24日の堀栄丸の海難事故、いまだに13名の方々が行方不明、一刻も早く全員無事で発見されることを心からお祈り申し上げます。

1年ぶりに質問のお許しをいただきまして少々緊張しておりますが、午後のひとときをおつき合いますようお願いいたします。

本日、鈴木知事と同世代の多くの仲間が傍聴に来ていただいております。わかりやすくレスポンスのよいやりとりができればなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、みえ産業振興戦略についてであります。

みえ産業振興戦略の策定に当たっては、検討いただきました日本経済界の有識者の方々をはじめ経営者の皆様、そして、県内の中小企業や金融機関、そして大学などの検討委員会の皆さんに御礼を申し上げたいと思いますし、また、1052社への訪問なり、あるいは5000社の企業アンケートを実施し、まとめていただいたということでもあります。関係職員の皆様にもあわせて感謝を申し上げたいというふうに思います。

この戦略がスピード感を持って展開されるならば、多分日本経済をリードできるぐらいの三重となるんだろうというふうな感想を持ちました。

加えまして、この戦略には、産業政策に携わる県職員の心構え10カ条とい

うことで、意識改革ということで掲載されておりました。企業に働く私にとってはごくごく当たり前のことなのですが、私も、この企業のフィロソフィーみたいな、そんなようなものを久々に読みまして、改めて背筋が伸びる思いであります。ぜひ職員の皆様方がこの行動指針を実践していただきたいと、こんなことを御期待申し上げます。

さて、このみえ産業振興戦略、先ほど述べましたように、企業からの聞き取りやアンケート、そして、県内の企業経営者や有識者の方々とたび重なる議論を重ねていただき、取りまとめられたということで、県内企業の現状把握、そして課題のあぶり出し、そしてありたき姿、数値目標なんかも描いておられますけれども、具体的に六つの戦略から構成されています。

今までの行政プランから一皮むけた戦略なんだろうというふうに私自身は評価いたします。六つの戦略、「ものづくりの戦略」、「サービス戦略」、「海外展開戦略」、「成長産業への攻めの取組」、「戦略的な企業誘致を推進し、更なる県内への投資促進に挑戦」、そして、「振興戦略プラットフォームの構築」の具体的な取組を今後いかに進めていくか、このことがこの戦略の肝なんだろうというふうに思っています。

しかしながら、この六つの戦略、読み返してみますと、言葉尻を捉えるわけでもございませんけれども、取り組んでいくことにしますだとか構築していきます、取組を促進します、つなげていきますなどの文字があふれておまして、その具体的なアクションプランというのが非常に見えにくくなっている。

そして、アクションプランを展開するには、当然ながらその工程表というのはついて回るものでございます。工程表をきちっとつけて進行管理をしていくというのがやっぱり仕事のやり方なんだろうというふうには思います。このことが必須要件でありますけれどもいかがでしょうかということです。

あわせまして、この戦略の更新あるいは改訂、ローリングというふうに表示されていますけれども、これについてもお伺いしたいと思います。戦略の中では、その時々々の雇用あるいは経済情勢を踏まえて、戦略を更新、改訂、

そしてフォローアップするということになっておりますけれども、どれぐらいの期間と考えておられるのか。

以上2点について、1回目、お伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） みえ産業振興戦略の進行管理、それからローリング、更新、改訂についての考え方、申し上げたいと思います。

みえ産業振興戦略にはいろんな施策や、あるいは目標というものを掲げたわけでありまして、この達成に向けましては、戦略の検討で構築された様々なネットワークがあるわけでありまして、それを活用しまして、産業振興戦略アドバイザーボードとして継続的にそれを維持しまして、中間、それから最終の年2回、成果や課題などを検証し、改善方向や新政策の方向性などを検討する進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

そういう意味で、今年度については、年内には産業振興戦略アドバイザーボードを設置し、戦略の中間的な進捗管理を行ってまいります。

あわせて、先ほど議員からもありましたように、現時点での雇用経済情勢を踏まえて今後の新政策の方向性などについても検討し、戦略の更新、改訂を行ってまいりたいと考えております。

さらに、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、今後も県内外5000社アンケート調査、あるいは県内外企業1000社訪問、これは継続的に実施していくこととし、現場の変化を職員自らが的確に把握し、現場に軸足をしっかりと置いた産業政策の実現に努めてまいりたいと考えております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 一通り答弁いただきましたけれども、アドバイザーボードを年内に設置してチェックしていくということと、企業訪問なりアンケートも今後実施していくということとありますが、これ、ずっと訪問を実施していくということは、部長、可能ですか。

○雇用経済部長（山川 進） もう既に4月から始めておりますので、今後とも訪問活動は続けていきたいと考えております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） じゃ、きちっと現場の実情をぜひ拾い上げていただいて、きちっと進行管理をやっていただいて、ぜひ実りあるものにしていただきたいなというふうに思います。

今、中小企業、この地域の基幹産業として地域経済なり雇用に大きな貢献をいただいておりますけれども、歴史的な円高であったりだとか自由貿易協定の締結の遅れ、そしてエネルギー等への懸念ということで、海外企業との非常に公平なビジネスの競争が阻害されているということで、ものづくり産業でいいますと、日本にどうやってもものづくりを残していくんだということ、否かの瀬戸際なんだろうというふうに思っています。地方の雇用を守るためには国内生産の空洞化を防止する政策が地方自治体にも多分求められておりまして、取り組んでいく必要があるというふうに思います。

この戦略はスピード感を持って実行に移して、決して絵に描いた餅にならないことを期待しますし、私も折を見て、私なりに進行状況を確認してまいりたいというふうに思っております。

それでは、もう1点伺いますけれども、みえ県民力ビジョンの緊急課題解決プロジェクトの、日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクトの中でも県内中小企業の海外展開を促進していくという取組が盛り込まれておりますし、このみえ産業振興戦略でも、海外展開戦略、具体的な取組の一つとして海外展開拠点、サポートデスクということであったりだとか、メイド・イン・三重のブランドの売り込み、そして金融支援、あるいは海外見本市への参加であったりネットワークの構築ということで、活動のいわゆる柱にも据えられています。

アンケートなんかを見ましても、三重県内の中小企業の海外への進出の度合いが、全国的に見てもちょっと低いというような結果を受けて、こういうことにも力を入れていこうということなんだろうと思います。

知事もこれまでも何度か海外に赴かれてトップセールスされておりますし、過日の代表質問でも、海外のリスクを取り除きハードルを下げて、海外戦略

の道筋をつけていくんだという旨の発言がありました。初めて海外に出る企業にとって、異次元、未知の世界に突入していくわけですね。リスクと背中合わせの意思決定の連続なんだろうというふうに思っています。この海外展開戦略を推進するには、やっぱり国際感覚を身につけた、どうしても非常にスキルの高い人材を張りつけることが、非常に重要なポイントになってくるんだろうと私は思っています。県組織のグローバル精鋭人材をつくる、戦略的な教育とも言える人材育成についてお伺いをいたします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 海外展開に向けての人材育成についてお答えをいたします。

本県ではこれまで、国際交流で得た資源を経済交流に積極的に活用するとともに、新たな国際ネットワークづくりなどに取り組み、産業や観光、文化など、様々な分野での連携が相乗的な効果を生み出すよう、横断的な海外展開戦略に取り組んでいくこととしております。

このため、これまで個々に行われたおりました産業政策、観光政策、国際戦略などを分野横断的に推進するため、本年度、雇用経済部に観光・国際局を設置するとともに、観光・国際局には国際戦略課を設置するなど、組織体制の整備も実施したところでございます。

また、海外展開戦略を推進するためには、県職員にも海外展開のためのノウハウや諸外国の事情に通じる人材が求められております。このため、海外展開戦略に携わる組織に、海外経験を有する職員を配置いたしまして、事業の積極的推進を図っております。

また、日本貿易振興機構やジェトロパリセンター、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、財団法人自治体国際化協会などに職員を派遣いたしまして、今後の本県の国際戦略を担う人材の育成を図っているところでございます。

なお、みえ産業振興戦略策定に際しての検討会の有識者からは、どこに行ってもたくましく自己主張や対等の議論、交渉ができ、かつ柔軟にコミュニ

ケーションを図りながら諸外国とビジネスを構築していけるような、グローバル人材を育成することが重要であるとの御指摘もいただいております。

今後は、グローバル人材の育成を行っている企業や大学など、多様な組織との人事交流を検討するなど、職員の視野と経験の幅を広げ、現場の視点から海外展開戦略を推進できる職員の育成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 一通り、庁内の国際化といえますか、海外戦略にかかわる人材の育成の答弁をいただきました。その中で、企業との交流ということで、例えばもう今海外に進出している民間企業にもある程度職員を派遣して、その土地のいろいろ取引だったり、あと、知的財産なんかでよく国際的に問題になっていますけれども、そういうことを勉強しながら、また帰ってきて庁内で能力を発揮するというようなこともお考えなのか、1点お伺いします。

○雇用経済部長（山川 進） 「みえ産業振興戦略」検討会議のメンバーからも、そういった海外展開をしている、グローバル人材を育成している外資系企業とか県内の大手企業などからそういった人事交流も検討したらいかがかというような御意見、御提案もいただいておりますので、今後の課題ではございますけれども、全庁的な人事交流の中で考えていきたいと考えております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） なかなか一足飛びに人材育成というのはいかないんだろうと思っていますけれども、ぜひ地道な活動で、ぜひそういった国際感覚を身につけた職員を多く育てていただければなというふうに思います。

最後に、みえ産業振興戦略に一言。更新、改訂をやるということでありまして、非常に、改訂の折に、使っている文言が非常に難しい言葉が多過ぎて、この戦略の有識者なり経営者の方々、その道の方は多分それでわかるんだろうというふうに思いますけれども、一般の方が見て非常にわかりづ

らい表現がかなりあるんだろうと思っています。

例えば戦略6の振興戦略のプラットホームの構築と言われても、普通の人は駅ぐらいしか思いつかないわけですね。ここでは多分、基礎とか土台とか、こういった意味で使われていると思いますけれども、こういった産業に携わっている方はもうずっと入ってくるんですけれども、こういった言葉のあれもお願いしたいと思いますし、普通この手の戦略というのはびしっと製本化されているんですけれども、わざとホッチキスにとめたということは、多分すぐ変えますよということなんです。私の判断ですよ。

というのは、第6章に、戦略の中に24年度予算で関連の予算ということで刷り込まれているわけですね。ということは、6章だけでも来年の4月以降は使えないということでございますので、経済は生き物で、その時々に応じてやっていくということであります。

例えば海外戦略にしても、中国、知事も行かれたということでありますけれども、1カ月、2カ月前は、領土問題は別にして、ヨーロッパ危機で非常に鈍っているという話は聞いていましたけれども、大きくいろいろ変わっていくわけですね。ぜひそのまんまほらくりにならんように、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、2点目に中小企業への支援ということでお伺いします。

まず、1点目の改正高齢者雇用安定法についてお伺いします。

2013年から、老齢厚生年金の比例報酬部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられるという運びになっています。このことから、公的年金支給の年齢が引き上がることによりまして、当然無年金、無収入期間というのが発生してくるわけでありますけれども、これらへの対応策として、少なくともそこまでの雇用と一定の収入を確保することを目的として、60歳の定年後も希望者を全員雇用することを企業に義務づけるということであります。

年金の開始年齢の引き上げに合わせて65歳となる、2025年には65歳からということですので、こういった法が改正されて、勧告に従わなければ企業名を公表しますよということでありまして、これが今年の8月29日に参議院本

会議で成立して、来年の4月1日から施行されるわけであります。

企業の対応として、定年年齢を61歳以上に引き上げるか、あるいは定年制を廃止している企業を除いて、就業規則の変更であったり、対象者を限定する労使協定、要はモチベーションの低い方だとか、ちょっと企業としては延長してまでというようなことの、そういう限定が解除されるということで、これらの労使協定の改定も必要、そして、厚生年金の比例報酬部分の引き上げに伴いまして、再雇用後の賃金設定の見直し等々のいろんな事務が発生してくるわけです。施行まで時間が限られているわけです。あと半年ですね。わかっていたことなんだろうと思いますけれども、企業において早急な対応が求められるわけであります。

大手の企業は、これに先行してもう制度自体はこういうふうな移行、この法律にマッチするようになってきていると思いますけれども、中小零細ではまだまだなかなかところがあるんだろうと思います。県としてのそういった法改正に向けて、中小企業へのサポートの方策についてお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました、法施行に向けた中小企業に対する支援の考え方でございます。

今回の法改正によりまして、事業主は平成37年3月31日までに、希望する者全員を段階的に65歳まで雇用する制度に改められました。ただし、事業主が講ずべき具体的な措置や運用については、今後、国が指針を定める予定であります。

また、事業主による定年引き上げ等を支援する国の中小企業定年引上げ等奨励金につきましても、今後法改正に伴い、制度が変更される予定と聞いております。

高齢者の雇用確保措置の導入に係る事業主からの相談に対しては、同法に基づいて、ハローワーク、それから国の独立行政法人である三重高齢・障害者雇用支援センターが指導、助言などを行っていくこととされております。また、既に県内各所でセミナーなども開催しているというふう聞いており

ます。

県としましては、ハローワークを所管する三重労働局等と連携しながら、中小企業がこの法改正に適切に対応できるように努めてまいります。

また、先ほど申し上げましたとおり、国の運用指針とか奨励金の改定とかいうのがまだ決まっていないという状況でありますので、その状況を注視しながら、必要に応じて中小企業の皆さんの状況に関する実態調査を行うなど、状況に合わせた必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 県と労働局と連携して、そして国のいろんな細かいところの対応を見ながら対策を講じていくということでもあります。ぜひきめ細やかな対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、中小企業へのもう一つの支援策でありますけれども、中小企業金融円滑化法というのが、2009年、リーマンショックの直後、いわゆる世界的な金融危機の影響によりまして、我が国の経済や中小企業の状況、あるいは資金繰りが大幅に悪化したときでございます。これを受けて金融庁は、中小企業に対する金融の円滑化を図るため、いろんな対策を打ったわけですけれども、その同年、2009年12月に施行されたこの中小企業金融円滑化法でありますけれども、内容は、金融機関に対して中小企業が貸し付けの条件変更等を申し出た場合、できる限りの対応を求めたものであります。つまり返済猶予ということですね。導入に当たってはすったもんだありましたけれども、これにあわせて住宅ローンの猶予というのもセットで行われたわけです。今回は中小企業のほうに特化したいと思っておりますけれども、当初は2011年3月までの2年間ということで規定されておりましたけれども、2度の法改正を経て来年3月に失効する、これはまだあくまでも予定であります。

この法律が失効された場合には、今、県内、国あるいは地方の景気がなかなか回復基調にない現状を考えると、中小企業心理の悪化が懸念されたり、あるいは資金繰りが非常に厳しくなる企業が出てくる可能性が懸念されるわ

けです。もちろんこの法律、要は猶予している間にいろんな中小企業の経営基盤をきちっと建て直してということでありますけれども、現下の経済状況を考えるとなかなかそうはなっていないところが多分にあるんだろうと思っています。

失効まであと、これも6カ月でありますけれども、県として様々な相談窓口などの対応策についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 中小企業金融円滑化法失効に伴う支援策についてお答えを申し上げます。

国は、リーマンショック後の経済金融情勢におきまして、特に厳しい状況にある中小零細企業などを支援するため、金融機関が中小企業などから貸付条件の変更の申し込みに対し、できる限り応じることなどを内容とする中小企業金融円滑化法が、平成23年3月までを時限立法として平成21年12月に施行され、25年3月まで最終延長がされることが国会で可決成立をしております。

国におきましては、中小企業金融円滑化法の最終延長の期限切れ後において、中小企業の経営改善、事業再生の促進を図るため、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化、経営改善・事業再生支援の環境整備の3項目からなる政策パッケージが策定をされました。

これを受けまして、本県においても金融円滑化法終了に伴い中小企業の経営環境の悪化が予想されることから、県内金融機関、政府系金融機関、国、県など地域関係者が一丸となって、地域の景況動向の情報交換や経営支援事例の共有などにより、企業の経営改善、事業再生のサポート体制の強化を図るため、中小企業再生支援協議会と三重県信用保証協会が事務局となり、本年9月21日に三重県中小企業支援ネットワーク会議が設置されたところでございます。

金融円滑化法終了に伴います金融相談窓口につきましては、各商工会議所、

商工会、中央会など商工団体、信用保証協会、産業支援センター及び県に、今後時期を見ながら設置する方向で調整、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） いろんな機関で相談窓口を設置していただけるということでありますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

続きまして、観光振興についてお伺いいたします。

産業観光、本県の経済を牽引する産業として確立しているんだらうというふうに思っています。

知事から今定例会の冒頭の提案説明の中で、観光誘客について、来年の式年御遷宮あるいは再来年の熊野古道世界遺産10周年の機会を捉えて、来年4月から三重観光キャンペーンということで打って、精力的に取り組むんだという話がありました。現在、ネーミングを募集中というふうに伺っていますけれども、このキャンペーンでは、来訪者の周遊性あるいは滞在性を向上させて、リピーターを増やすことを目標に掲げられています。

本年5月に雇用経済部観光・国際局観光政策課より出されました、平成23年度の観光レクリエーションの入り込み推計書によりますと、去年、県全体で3565万3000人、また、地域別に出ていまして、北勢地域、鈴鹿市、亀山市から以北、これが1600万人、全体の入り込み数の46%です。中勢地域が650万人で全体の18.2%、伊勢志摩地域が870万人、全体の24%、伊賀地域が241万人で全体の6.8%ということです。東紀州地域は154万人で全体の4.3%ということで、以上のように、観光にまつわるいろんな県から出ている資料を見ると、伊勢志摩地域とか熊野市はよく出てくるんですけどなかなか北勢地域のところって出てこないんですね。先ほど1600万人来るんだって北勢地域に言いましたけれども、民間がやっているところというのが多いので出しにくいということがあるのかもしれませんが、46%、半数近くが北勢地域に来るお客さんなんですね。

その北勢地域から、例えば伊勢志摩地域だとか熊野市に、知事の言う周遊性というんですか、立ち寄り率を見ると、観光振興計画に載っていますけれども、1%台と非常に低いんです。

例えば、鈴鹿サーキットで開催されます、3日間で30万人以上というF1日本グランプリというのがあるんですけども、鈴鹿市が実はF1経済効果調査というのを2006年にまとめていまして、この中のF1観戦者の観光地への立ち寄りについてのアンケートというのがその中にあるんですね。それを見ても、観光地への立ち寄りは10%ということでありまして、30万人というのと3万人ぐらい。F1といいますとそれを観戦することが目的でございますので、鈴鹿サーキットに来た時点でもう目的は達成されているということなんですけれども、どこにも立ち寄らなかった理由は何ですかと聞いてみますと、実は、関心の持てる立ち寄り場所がないだとか、あと、情報がなかったというような方が何と25%ぐらい、4分の1の方がそういうふうに思っています。

周遊性を高めるということで、もっとこの三重県全体の情報発信が必要じゃないかと。F1とかいろんなビッグレースに合わせて、三重県もいろんなことを今やっているんだろうと思いますけれども、ぜひ、今ある現有資源というんですか、非常に価値のあるものだというふうに思っていますし、多分もうちょっとうまいこと使って、それを南のほうに何とか訪れていただけるような方策をぜひ考えるべきなんだろうというふうに思っていますけれども、御所見をお伺いします。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 県内への周遊性を図るという観点からお答えをさせていただきたいと思います。

議員のほうから御所見がございましたが、特に北勢地域で言いますと、北勢地域の観光入り込み客数は本県全体の46%を占めているということで、多くの観光客が北勢地域を訪れている現状がございます。こういった意味で、特に北勢地域の観光客が1人でも多く県内を周遊していただくことも必要で

あろうと考えております。

周遊性を高める取組といたしまして、これまで、鈴鹿サーキットで開催される、F 1 日本グランプリや8時間耐久ロードレースといった多くの集客があるモータースポーツイベントの会場内で、県内各地の観光案内やパンフレットの配布を行う等、情報発信に取り組んできております。

このほかF 1開催時には、官民一体となりました鈴鹿F 1日本グランプリ地域活性化協議会において、ホームページ内での県内宿泊施設の紹介やF 1客への宿泊割引、抽せんによるプレゼントなどのサービスの提供も行っていました。

県では、官民一体となりました協議会を立ち上げ、来年、平成25年4月から3年間、三重県観光キャンペーン、仮称でございますが、実施することとしております。このキャンペーンの中で、スタンプラリー、あるいは地域のサービスを盛り込んだパスポートを作成するといったことなど、来訪者の周遊性を促進する取組を実施したいと考えております。

また、これとあわせまして、県内各地の観光協会、観光案内所等において、地域の観光スポット等に加えた地域の情報提供など、案内機能の充実も図っていきたいと考えております。

それから、さらに情報発信という意味で、事前の県内の情報を発信するという事で、大都市圏等でのそういった情報発信の強化といったことも、来年夏ごろできます首都圏営業拠点等の活用もしまして強化していきたいというふうに考えております。

これらの取組によりまして、北勢地域をはじめ、中南勢地域、伊勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域の県内各地を多くの方々に周遊していただくための仕組みづくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） いろんな仕掛けをやっているということでありますし、首都圏に来年設置されます営業拠点でもPRしていくということであります。

なかなか、例えば、鈴鹿サーキットの話ばかりで申しわけないですけども、いろいろなものと組み合わせにくいということでもありますけれども、1点紹介させていただきますと、7月の末に8時間耐久ロードレースというのがございまして、この中で某二輪メーカーのNinjaというチームがありまして、このチームに伊賀上野観光協会の方々がサポートをして、あわせて滋賀県の甲賀市観光協会も、忍者には国境がないんだということでこぞって応援に来ていただきましたし、チームの方々も伊賀の忍者のふるさとを訪ねようとバイクで出かけたとか、いろんな交流が芽生えています。

もう一つ、鈴鹿サーキットの中で、首都圏営業本部に先駆けて手裏剣投げ大会があったということでもありますので、そういったイベントも盛り込みながらやったということ。新しいいろんな芽が出てきているんですね。ぜひこういうことも活用しながら、積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

そして、もう一つ、モータースポーツについてお伺いしたいんですけども、来月10月の5、6、7日ということでF1日本グランプリが開催されるわけですね。これは地球上で20カ所しか今年はないということなので、それが三重県にあるということは非常に誇りに思っていますけれども、これまで三重県も、先ほどもありましたように、官民で構成されます、これは2008年からやられていると思うんですけども、鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会というものに参画していただきまして、本庁のみならず鈴鹿建設事務所であったりだとか鈴鹿県民センターの方々にもいろんな意味でサポートいただいております。

一つパネルを用意させていただきましたけれども、ごらんください。（パネルを示す）このパネルは、先ほどちらっと言いましたけれども、鈴鹿市がまとめたF1の経済効果ということで、商工会議所の皆さんであったりだとか、百五経済研究所等々にもお手伝いいただきながら、2006年のデータということで、一番下の枠を見ていただいたらいいんですけども、県内に292億円の経済効果があるということでもあります。

三重県全体の観光消費ということは4500億円、データのとり方によって一概に単純に比較はできないんだろうと思っていますけれども、その6.4%を単純に3日間で占めちゃうということでもあります。

そのほか、サーキットには8時間耐久ロードレース、そして、知事もF1なり8耐の表彰式等々に来てレースを観戦されて、非常に興奮ぎみに観戦しておられたというふうなことを伺っております。

また、そういう時速300キロメートルの世界だけではなくて、今、非常にエコに配慮したレースということでソーラーカーレースと、そしてもう一つ、毎年8月の頭に行われていますけれども、乾電池をエネルギーとして自前の車でやるエネワングランプリというのが開かれています。今年のエネワングランプリには、鈴鹿工業高等専門学校であったりだとか、県立の三重県の工業系の高等学校に7校参加していただきましたし、そして、津市立の久居中学校の技術部の皆さんにも参加していただきました。非常に、私ものぞいたんですけれども、F1と同じピットでいろんな作業をやられておりましたので、本当に生き生きとしておられて、ものづくりの本当のすばらしさを、彼らは身をもって体感したのかなというふうに思います。

観光だとか経済効果のみならず、そういったことで、ものづくりをそういう場で生で体感できることであったりだとか、また、やっぱりモータースポーツを通して、交通安全教育にも大変大きな波及効果があるというふうに言われています。

以上のことから、これまでどうしても企業依存的なことでやってきたわけですけれども、やっぱりモータースポーツということを全体で捉えて盛り上げていく新しい施策を検討していいんじゃないかなというふうに思っていますけれども、御所見をお伺いいたします。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） モータースポーツの振興についてお答えをさせていただきたいと思います。

日本のモータースポーツのメッカの一つであります鈴鹿サーキットは、今

年50周年を迎えました。鈴鹿サーキットは、F1日本グランプリをはじめ、鈴鹿8時間耐久ロードレース等、モータースポーツのビッグイベントが開催されるなど、国内外でも有数の観光スポットとなっております。

県では、官民が一体となりました鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会に参画し、関係する5市1町、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、菟野町の5市1町でございますが、とともに観光PRを行うなど、連携して地域活性化に取り組んでいるところです。

また、モータースポーツの振興を図るため、地元と連携し、F1日本グランプリへの国土交通大臣の出席など、国へ働きかけを行ってきました。

また、海外でも、中国や韓国、フランス等において、三重県の観光スポットとしてF1日本グランプリをはじめとするモータースポーツを売り込むとともに、海外メディアの取材や旅行会社の視察等の機会にも積極的にPRを行っております。

モータースポーツについては、今年3月に国が中心となりまして、全国の七つの主要サーキットや関係団体、関係自治体により、モータースポーツ観光活性化全国協議会、これ、事務局はモビリティランドさんになっておりますけれども、発足いたしました。鈴鹿サーキットにおいてキックオフの会議が開催されたところでございます。この会議では、国内外からの積極的な誘客に取り組むため、企業や地域、団体、行政が連携し、情報共有や情報発信をしていくことが確認をされております。

県といたしましては、F1日本グランプリをはじめとするモータースポーツの振興は、三重県の認知度向上とともに、議員からも御所見がございましたように高い経済効果も期待できますことから、今後とも、地域や関係団体と連携したプロモーションを行うなど、本県を代表するブランドの一つとして支援をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 国交省等と連携をとりながら、世界各国、あるいは三重

県の認知度を高めるのに非常に有効なアイテムであるということで、御所見をいただきました。これは周遊性にもつながるんですけども、観客に光を当てて観光客にするような、ぜひ取組をお願いしたいなというふうに思います。期待をしたいと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

放課後児童対策事業費補助金の補助基準について伺いたいと思います。

今定例会に、平成24年度の9月補正予算ということで、放課後児童クラブの運営費に対する市町への補助金である、放課後児童対策事業費補助金6978万7000円が計上されています。この予算につきましては平成24年度の予算編成の折にこの場でもいろいろ議論がありましたし、委員会等々でもあった内容であります。

放課後児童クラブの運営と申しますのは、保護者の保育料と申しますか月謝と、国、県、それと市町からの補助金で成り立っているということであります。

しかしながら、国の補助基準は、10人未満のクラブに対しては補助金が交付されないと、こういう規定になっているわけであります。

県単独の補助金も申しまして、内容は5人から9人の放課後児童クラブに対して、開設から3年間のみ補助金が交付されるわけでありますけれども、4年後からは交付されないということです。少子化に伴いまして児童数が減少しまして、近い将来、10人以上の、要は児童、子どもを確保するのが非常に難しくなることが予想されています。比較的若いまちというふうに言われています鈴鹿市でも例外ではないんだろうというふうに思っています。

放課後児童クラブというのは、働くことと子育ての両立のために絶対必要な施設であるとともに、補助金をなくしての運営は困難であり、クラブが解散するといったような最悪のケースにならないように、この県の補助基準を見直し、規模の大小を問わず支援することが私は県としての責務なんだろうというふうに考えておりますけれどもいかがでしょうか。答弁願います。

〔鳥井隆男健康福祉部子ども・家庭局長登壇〕

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 小規模な放課後児童クラブについての支援についてでございます。

放課後児童対策としての放課後児童クラブというのは、子どもが放課後に安心して過ごせる遊びや生活の場、そういう確保とともに、保護者に対して子育てと仕事の両立支援といった観点から、非常に重要な施策と考えてございます。

その放課後児童クラブの国の補助要件につきましては、先ほどの議員の中にもございましたけれども、児童数10人以上で開所日数が250日以上ということになってございます。県では、国庫補助要件を満たさないクラブの立ち上げ助成として、設置後3年間について、児童数が5人から10人未満の小規模クラブに助成、あるいは障がい児加算措置などの県単独補助制度を設けて支援を行ってきたところでございます。

また、平成23年度に行った放課後児童クラブに対するニーズ調査の結果をもとに、この9月まで各市町と意見交換を行ってまいりました。その中で、市町におきましては、小規模クラブに対する対応として、複数小学校区を広域で実施すると、これは13市町ぐらいございまして、あるいは県単の補助期間を過ぎたクラブに対しても助成措置を講じるなどの対応をいただいているところもございます。

こうした情報を他の市町に提供するとともに、意見交換での市町のニーズを踏まえまして、国に対して、地域の特性に応じた補助制度の弾力化等について要望していきたいというふうに考えてございます。

今後、小規模クラブへの県単補助制度の拡充というものについては、大変厳しい財政状況の中、なかなか難しいというふうには考えておりますけれども、現行制度の継続に努めるなど、引き続き放課後児童クラブの設置促進とその質の向上について取り組んでいきたいと考えております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 現行制度にとどめるという答弁、基準を変えないよということですね。

みえ県民力ビジョン、（現物を示す）これの第2章、施策232番子育て支援策の推進、保育・放課後児童対策等の充実、というのがあるんですね。この中にこういうふうに書いてあるんです。よく聞いてください。「市町が実施する放課後児童対策を支援するとともに、障がい児の受け入れや、小規模放課後児童クラブに対する支援を行います。」というように書いてあるんですね、ここに。これと今の答弁との、私は整合性、とれないと思っているんですが、どうでしょうか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） みえ県民力ビジョンで書いてございますとおり、放課後児童対策については非常に重要なことだと考えて、議員の御指摘のとおり、9月の補正においても市町支援の補正を提案させていただいているところでございます。

小規模クラブにつきましては、確かに少子化の中で学校規模が小さくなってくる、そうした中で10人というのを割り込むというふうなことも考えられるわけでございますけれども、今、県内全域で292のクラブがございまして、そのうち国庫補助あるいは県単補助を受けているところが282ございます。あとの10についてはそのほとんどが、今答弁させていただきましたいろいろな市町の工夫で運営をさせていただいているところでございますけれども、それにしても規模が小さくなると、やはり運営上、御指摘のとおり大変難しいので、そういうふうな規模も確保できるような広域化とか、そういうふうな部分でも市町とまた協議をさせていただきたいというふうに考えております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 292あって、10のクラブが規定から外れているということなんですかね。

ただ、子どものことを思いますと、多いところはそういうことを受けられても、数が少ない小規模がゆえに補助金を受けられないという、この違いというんですか、それをどうやって子どもに説明されるんですか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 保護者とか学校当局には、教育委員会と一緒にあって、一つにはやっぱり広域化とかそういう方向もござい

ますけれども、補助要件の国の弾力的な活用ということで、国のほうにも要望はさせていただきたいというふうに思っております。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 広域化とおっしゃいましたよね。ただ、放課後児童クラブなので、各学校区に大概一つですよ。それをこう、要は二つにまとめてどこかにということで、そこまでに行くときの、リスクというのは非常に高くなりますね。わずか10クラブというので、予算的にもそんなに大した額じゃないとか、そんなに県財政に決定的な影響を与えるような額じゃないというふうに私自身は理解するんですけども、どうですか。

○健康福祉部子ども・家庭局長（鳥井隆男） 予算議論は今から始まるところでございますけれども、その中でまた私どものほうも、市町のほうの意見をしっかり踏まえて考えさせていただきたいというふうに思います。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） 平行線なのであれなんですけれども、全ての子どもの豊かな育ちと、男女が協力しながら仕事と子育てを両立すると、そんな社会の実現に向けて、子どもやら子育てを社会全体で支える仕組みを構築するというのが、やっぱりみえ県民力ビジョンの中でも色濃く出ているわけですね。ぜひ補助基準を拡充することを求めたいと思いますけれども、最後に知事、御所見をお願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 基本的な考え方は、今、鳥井局長のほうで申し上げたとおりだと思いますけれども、財政全体の問題もありますから、いろいろ優先順位をつけていかないといけないと思うんですね。ここを拡充すると、限られた財源ですからほかのところを削っていかなければならないと。じゃ、それをどれにするんだということまで特定して初めてやりますという話になれると思いますから、平成25年度予算の中で担当部局を中心によく議論をしたいと思います。

〔5番 彦坂公之議員登壇〕

○5番（彦坂公之） ぜひ熱心な議論をしていただいて基準緩和していただく

ことを求めて質問を終結したいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

栗野仁博議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。19番 小野欽市議員。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） ただいま議長からお許しを頂戴しましたので、栗野議員の発言に対する関連の質疑をさせていただきたいと思えます。さっきの彦坂議員の最終の議論なんかの知事の御答弁は、伺いましたが、本当に県財政から言うところのめめっちい話のところを全体の割から考えてやっていかなければいけないというふうな、今、県の硬直した考え方で、本当に前へ進むのかと、非常に心配しながらこの関連質疑をさせていただこうと思っています。障がい者雇用率アップに対する具体的政策提言を、先ほどの栗野議員の持ち時間の中で提言はさせていただきましたけれども、時間が切れてしまいましたので、県の捉え方あるいは今後の方針についてお伺いはしておりませんので、ここで関連として、その県の考え方等をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○雇用経済部長（山川 進） 障がい者と事業所を結びつける的確な就労支援というのは喫緊の課題になっていると認識はしております。

障がい者の就労につきましては、国、県、市町、それから民間の労働・福祉・教育関係機関など、様々な支援を行っております。関係機関ごとに役割が違い、それぞれが一生懸命取り組んでいるところでございますが、情報の共有不足などもあり、全体の就労支援の仕組みとしては万全ではないと考えております。

そのような中、県といたしましては障がい者雇用アドバイザーを配置いたしまして、企業訪問を行い啓発や求人情報を収集するとともに、今年度から障害者就業・生活支援センターと連携をいたしまして、障がい者自らの適性を把握するため、短期の職場実習制度である障がい者就労アプローチ支援事

業に取り組み、障がい者が自分の適性に合った仕事につくことを支援しているところがございます。

一方、平成22年2月に障がい者雇用実態調査結果というのを1万4000事業所を対象にいたしまして、7000事業所から回答がございました。障がい者を雇用するに当たって課題があると答えた企業が77.4%ということで、障がい者を雇用していく上で、今まではアプローチとして企業に直接そういったことを御支援してきましたけれども、やはり社会全体として障がい者を特別視せず、身近な存在として雇用を促進する機運の醸成も必要だというふうに認識をしております。

今後とも、より多くの障がい者がそれぞれの能力や適性に応じて働くことができるよう、県としては地域ごとに緊密な連携体制を構築するとともに、議員から御提案のありましたことや他県の先進的な施策を参考にしつつ、障がい者の就労支援の仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 御答弁を頂戴しました。中身としては非常に前へ進めていくという意識で御答弁を頂戴したと思います。県としては地域それぞれとの連携をするというお言葉も頂戴しましたし、それから、過去のアンケート調査によって、77.4%の企業からやはり課題があるという認識を言われているんだということもわかりました。

そういうことがある中で、例えば、先ほどの我が会派の粟野議員は若手のホープといいますか、非常に元気はつらつなものですから、さっきお示したこのフローチャートでも攻撃なんて大変厳しい言葉を使っていますが、攻撃ではなくてアプローチをしていく。やはり民間の企業の皆さんにも課題があることはわかっているからそこをアプローチして、県としても取り組んでいく。そのときに、先ほどの提言にも若干あったと思うんですが、それぞれの企業が障がい者を雇われるときの具体の、例えば資金的な問題だとかそういうところもまた県としては相談に応じていただかなければいけないことは

出てこようと思いますし、今、例えば三重大学医学部ではもう既に、障がい者を雇用するためのアドバイザーではないんですけれども、コーディネーターという形で既に人材を配置して、これから先にどうやっていくのかということをやっているという現実もございます。

そこら辺、十分にお考えをいただきながら、三重県としても先ほどの粟野議員の御提言のような施策について、先ほど部長から頂戴したお答えを踏まえて前向きにお取組をお願いして関連質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

- 副議長（舟橋裕幸） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

- 副議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明27日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明27日は休会とすることに決定いたしました。

9月28日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

- 副議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時8分散会